

第19回熊本県本人確認情報保護審議会 次第

日 時：令和2年（2020年）12月23日（水）

午前10時～正午

場 所：熊本県庁本館5階 審議会室

1 開 会

2 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

3 報告事項

（1）本人確認情報保護対策について

- ① 県の本人確認情報保護の取組み
- ② 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援
- ③ 知事以外の執行機関が本人確認情報を利用及び提供する事務の改正について
- ④ その他

（2）報告事項に係る意見交換

4 閉 会

熊本県本人確認情報保護審議会委員

任期: 令和元年12月12日から令和3年12月11日まで

(50音順 敬称略)

	氏名	現職等	備考
1	おしま しゅんすけ 小島 俊輔	熊本高等専門学校(八代キャンパス)教授	
2	たにくち みき 谷口 美樹	人権擁護委員 (熊本県人権擁護委員連合会)	
3	とくむら みか 徳村 美佳	消費者教育NPO法人 お金の学校くまもと代表	
4	なかじま なおき 中嶋 直木	熊本大学 熊本創生推進機構 准教授	
5	はらしま よしなり 原島 良成	熊本大学 熊本創生推進機構 准教授	
6	やまぐち るみ 山口 るみ	宇土市市民環境部市民保険課長	
7	わたなべ よしたか 渡辺 吉孝	熊本日日新聞社 取締役	

第19回熊本県本人確認情報保護審議会 資料

目次

- 資料1 住民基本台帳ネットワークシステムの概要
- 資料2 本人確認情報保護対策について
- 資料3 知事以外の執行機関が本人確認情報を利用及び提供する事務の改正について
- 資料4 令和2年7月豪雨災害に伴う住基ネットシステム障害について
- 資料5 地方行政のデジタル化について

- 別紙1 国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）
- 別紙2 熊本県における本人確認情報利用状況（事務別）

- 参考1 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領
- 参考2 熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領
- 参考3 熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領
- 参考4 住民基本台帳法
- 参考5 熊本県住民基本台帳法施行条例
- 参考6 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則
- 参考7 熊本県本人確認情報保護審議会運営要領
- 参考8 本人確認情報を利用及び提供する事務の追加状況について

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

【住民基本台帳ネットワークシステムとは】

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）は、住民の利便性向上と国及び地方公共団体の行政事務の効率化を図るため、市町村が整備している住民基本台帳（既存住基システム）を全国規模のネットワークで結び、本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報）を効率的に利用・提供するシステムである。

平成 11 年の住民基本台帳法の改正により、平成 14 年 8 月から稼働。

【目的及び効果】

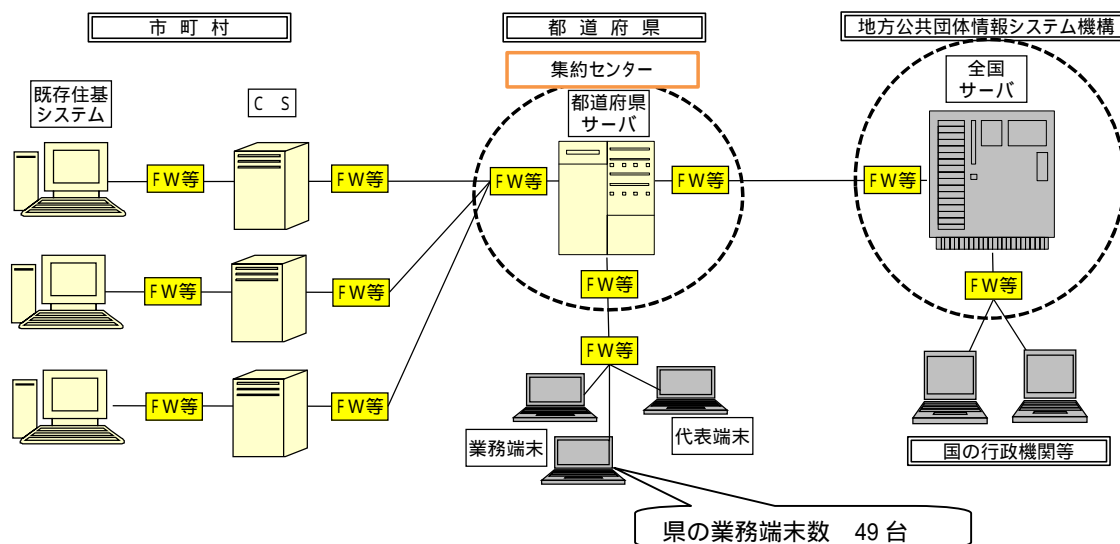
1 住民の利便性向上

各種手続の際、住民に求めていた住民票の添付を省略でき、住民が市役所等で住民票を取得する手間が省けるなど住民の負担軽減が図られる。

2 国及び地方公共団体の行政事務の効率化

住基ネットを通じた本人確認情報の確認が可能となり、公用の住民票請求や発行手続等が不要になるなど、請求元、請求先双方において経費節減及び行政事務の効率化が図られる。

【住民基本台帳ネットワークシステムの概要図】



既存住基システム ~ 住民基本台帳を電算化した既存のシステム

FW ~ 住基ネットへの外部からの不正侵入を防ぐシステム（ファイアウォール）

CS ~ 既存住基と住基ネットの橋渡しをするために設置するコンピュータ（コミュニケーションサーバ）

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）～

住民基本台帳法等（ ）に基づく事務その他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行うことを目的に地方公共団体が運営する組織設置された法人。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

住基ネットを活用した行政サービスの状況等について

1 本人確認情報の利用状況

住基ネットを活用した本人確認情報の利用には、次の2通りある。

- ・住民基本台帳法等に定められた事務を行う行政機関が、本人確認情報の取得のため、住基ネットから提供を受け利用。
- ・個人番号法()に定められた個人番号利用事務を行う行政機関が、住民から提示された個人番号の真正性を確認するため、住基ネットから提供を受け利用。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

国の行政機関に対する本人確認情報の提供状況

本人確認情報の提供件数（全国利用分：別紙1）

国の行政機関等への本人確認情報の提供

（出展：令和2年4月10日書面開催
令和2年度住基ネットセキュリティ研修会）

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、住民票コード

① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約13億件**
（年金支給事務、司法試験の実施など）

② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約4,820万件**
（パスポートの発給、税務事務など）

↓ 情報提供 ↓

ア 行政手続における住民票の写しの省略 → **全国で年間約1,000万件**（パスポートの受給申請、免許等の申請など）

イ 年金受給権者・被保険者※の住所変更届、死亡届の提出を省略 → **全国で年間約1,400万件**

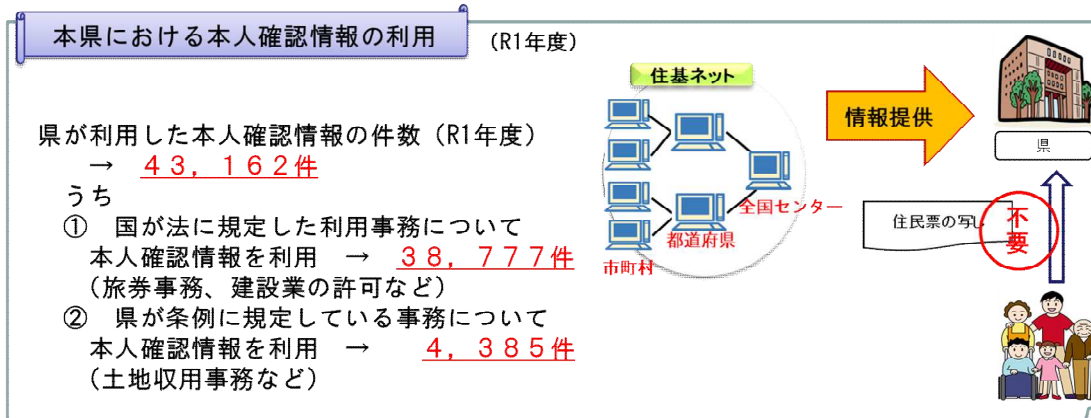
ウ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で約4,000万人分**

年度	H14	H15	H16	H17
提供件数	6,299,443	28,460,206	29,553,382	29,977,191
年度	H18	H19	H20	H21
提供件数	71,471,426	99,120,885	110,490,870	115,054,122
年度	H22	H23 ¹	H24	H25
提供件数	117,400,285	427,192,229	533,900,028	559,597,468
年度	H26	H27	H28 ²	H29
提供件数	575,703,685	586,293,868	701,374,229	701,594,850
年度	H30 ³	R1	累計	
提供件数	1,302,153,526	1,354,804,867	7,350,442,560	

- 1 平成23年度の提供件数の大幅な増加は、日本年金機構（旧社会保険庁）が行う国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務に伴う利用が増加したことによるもの。
- 2 平成28年度の増加は、利用事務の拡大と 1の国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務の利用がさらに増加したもの。
- 3 平成30年度の増加は、 1の国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務の利用がさらに増加したもの。

本県における本人確認情報利用状況

-1 本県における法定事務を含む本人確認情報利用件数 (本県利用分:別紙2)



年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
利用件数	347	26,805	39,141	35,983	38,015	35,673	34,680

年度	H21	H22	H23	H24 ¹	H25	H26	H27 ²
利用件数	37,797	36,390	57,035	26,627	24,903	26,404	46,461

年度	H28	H29	H30	R1	R2 ³ (4月~9月)	累計
利用件数	59,544	56,188	47,669	43,162	45,187	718,011

- 平成24年度は、旅券事務が市町村へ権限移譲され、各地域振興局での旅券業務がなくなったため、平成23年度に比べ大幅に減少している。
- 平成27年度は、県税業務における徴収等の業務のため検索件数が増加(納税通知書送付先の一斉調査を実施)。
- 令和2年度は、「熊本県医療事業(水俣病総合対策事業)における手帳等に関する事務」の検索数の増。

-2 本県における条例事務の本人確認情報の利用件数

年度	H27 ¹	H28	H29	H30	R1	R2 ² (4月~9月)	累計
利用件数	41,551	6,148	7,631	7,997	4,385	27,833	95,545

- 平成27年度は、県税業務における徴収等の業務のため検索件数が増加。翌年以降は税務事務が法定事務化されたため検索件数大幅減少した。
- 令和2年度は、「熊本県医療事業(水俣病総合対策事業)における手帳等に関する事務」の検索数の増。

市町村における県条例事務の本人確認情報利用状況

本人確認情報の利用件数 (市町村利用分:資料4 P2)

年度	H27	H28 ¹	H29	H30	R1 ²	R2 (4月~9月)	累計
利用件数	388	2	2	2	33	6	433

- 平成28年度から市町村税の賦課徴収事務の利用が法定化されたため件数減。
- 人吉市において下水道法の使用料徴収に関する事務、八代市において農地法による農地の利用意向調査に関する事務の利用が増加。

2 住基ネットと個人番号制度との関係について

住基ネットは、個人番号（マイナンバー）制度を支えるシステムであり、同制度において、個人番号の生成、行政手続きにおける個人番号の真正性確認の2つの役割を担っている。

個人番号の生成

- ・個人番号は、住基ネットの内部管理番号である「住民票コード」を不可逆的に変換して得られる番号。
- ・出生等により住民票に記載された住民票コードは、住基ネットを通じ、市町村から地方公共団体情報システム機構に提供され、個人番号が作成される。
- ・生成された個人番号は、住基ネットを通じて市町村に提供され、個人番号カード等が作成される。

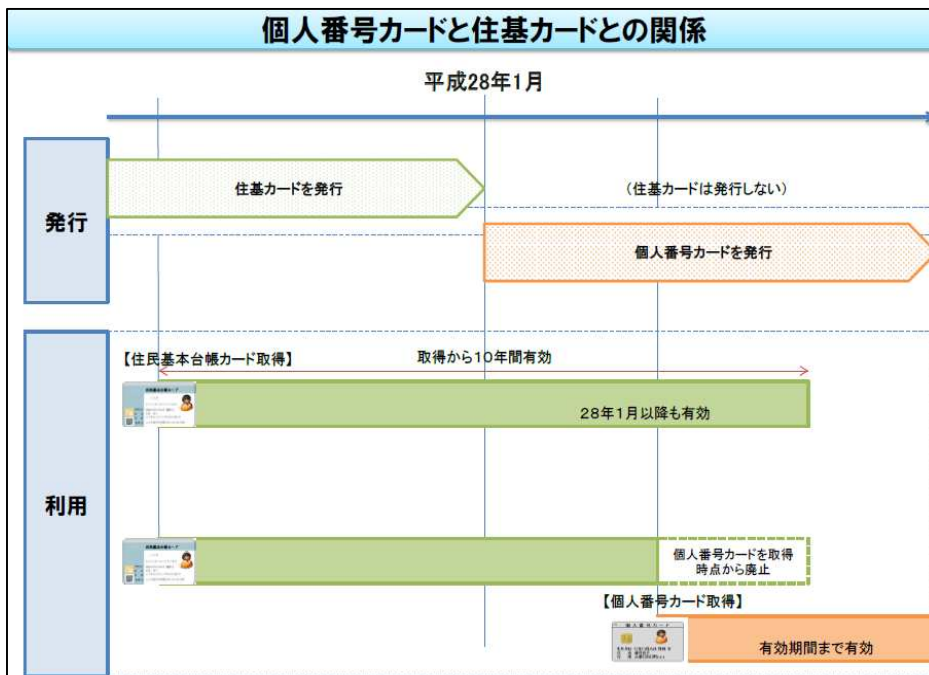
個人番号の真正性確認

- ・行政手続きにおいて住民から提供された個人番号について、行政機関は、住基ネットを通じて当該番号の真正性を確認することができる。

【参考】住基カードについて

住基ネットにおいて、以前利用されていた「住基カード」については、マイナンバー制度の導入に伴い、平成27年12月をもってその発行は停止された。

既に発行された住基カードは、平成28年1月以降も、発効日から10年間利用が可能であるが、個人番号カードを作成すると住基カードは利用できなくなる。

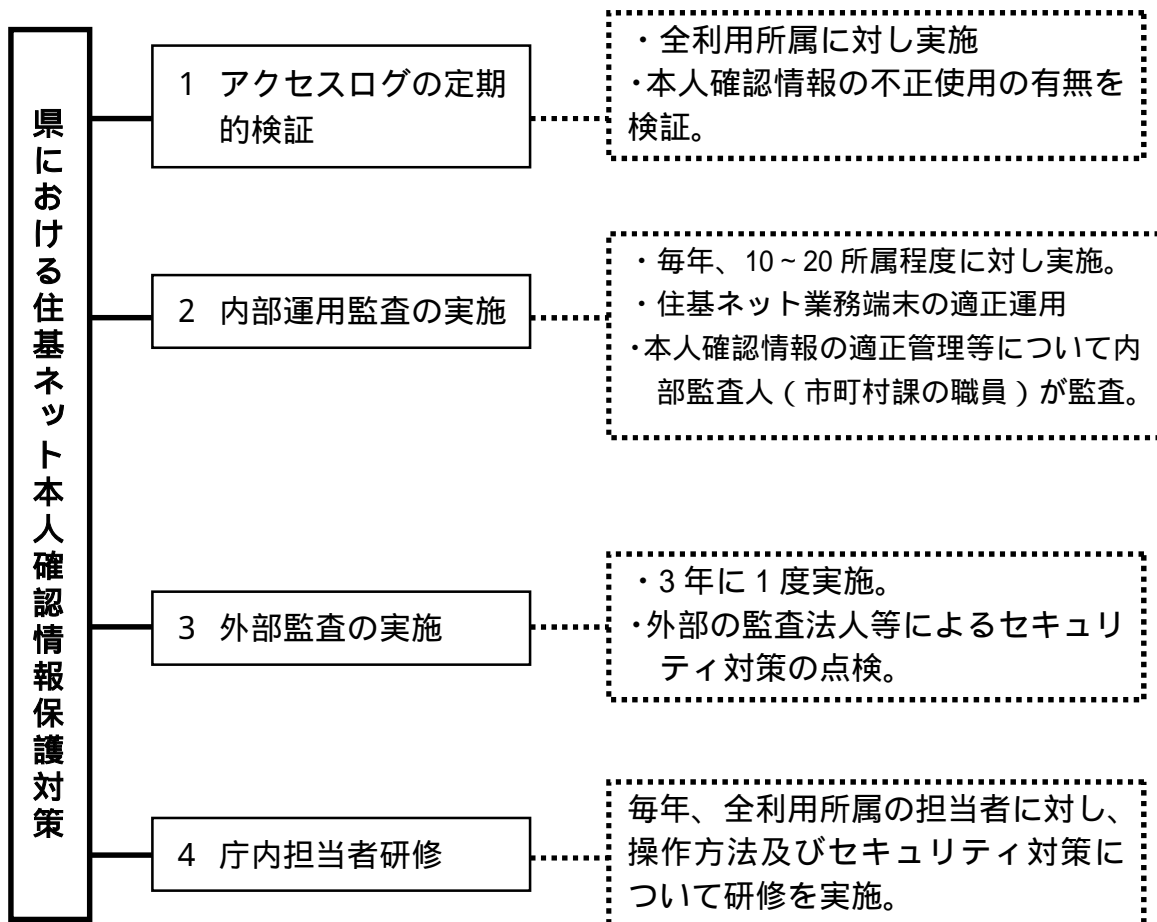


本人確認情報保護対策について

県の本人確認情報保護の取組み

本人確認情報保護の観点から、本県では本人確認情報を利用する県の各所属に対し、次の取組みを行っている。

(全体概要)



1 アクセスログの定期的検証

「熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領（参考 2）」に基づき、関係所属に対し 3 カ月に 1 度、1 カ月分を任意に抽出し、関係所属の検索情報を記録したアクセスログ帳票と関係課で保管している検索履歴簿等を突合し、本人確認情報の不正使用の有無を検証している。

【実施結果】

令和元年度中の検証においては、不正使用の疑いがあるものは見受けられなかった。（検証結果件数 3 , 1 4 1 件）

用語解説

アクセスログとは、本人確認情報の提供又は利用に係る情報（履歴）をいい、本県の事務で利用した当該情報については、本県サーバに記録されている。

住基ネット業務端末を利用している関係所属における住基ネットの目的外利用の有無を定期的に検証し、住基ネットの適正な運用の向上を図ることを目的とする。

参考（アクセスログ検証項目）

本人確認情報の検索者（職員）に係る次の事項及び検索する際に入力した次の検索条件（本人確認情報に該当がなかった場合を含む。）

【検索者（職員）に係る事項】

- ・ 検索者の氏名
- ・ 操作者 I D

【検索条件】

- ・ 検索対象者の氏名
- ・ 検索対象者の生年月日
- ・ 検索日時

2 内部運用監査の実施

本県の住基ネットの運用面におけるセキュリティ対策の維持向上を図るため、「熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領（参考3）」に基づき、住基ネット利用所属において適切に運用されているかを内部監査人（県市町村課職員）が監査するもので、毎年度（例年2月～3月頃）実施している。

（昨年度については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、未実施）

〔令和2年度〕

実施期間 令和2年11月

内部監査人 市町村課職員

監査対象所属 住基ネット利用所属

（全住基ネット利用所属50所属のうち、過去3年程度、監査を受けていない所属（10所属））

< 監査実施所属 >

総務厚生課、自動車税事務所、地域振興課、子ども家庭福祉課、
エネルギー政策課、観光交流政策課、観光企画課、
鹿本地域振興局総務福祉課、天草広域本部税務課、教育政策課

監査事項

- ・住基ネット業務端末の運用業務に関すること
- ・本人確認情報の適正管理に関すること 等

監査結果

追加調査を含め、監査結果を取りまとめているところであり、結果については、要領に基づき、被監査対象課のセキュリティ責任者に通知する。

是正を要する事項が認められた場合は、被監査対象課において是正の措置を講じ、内部監査人に報告し承認を得なければならないと規定している。

監査結果の内容については、次回の審議会で報告予定。

3 外部監査の実施

第4回熊本県本人確認情報保護審議会（平成17年10月28日開催）において、概ね3年ごとの実施が決定され、これまで平成16年度、18年度、21年度、24年度、27年度、令和元年度に実施している。

〔令和元年度〕

外部監査人 NTTラーニングシステムズ株式会社

監査対象団体 6所属

（障がい者支援課、 監理課、 県北広域本部保健予防課、 玉名地域振興局保健予防課、 県南広域本部保健予防課、 高校教育課）

監査日 令和2年1月27日、29日、2月3日

監査結果総括

	指摘事項及び被外部監査対象課における対応
1	<p>（指摘事項） 執務室内の申請書等の機密情報が記載された紙媒体が、施錠されない状態で机の上の引き出しに保管されており、他課の職員が閲覧可能な状態となっていた。</p> <p>（対応） 機密性が高い紙媒体は施錠可能なキャビネットに保管する。</p>
2	<p>（指摘事項） 住基ネット端末は、利用時以外はキャビネットに施錠保管するなど、紛失及び盗難を防止するための措置を講じること。</p> <p>（対応） 退庁時には、キャビネットに保管し施錠する。 紛失及び盗難を防止するため、住基ネット端末にワイヤーロックを実施する。</p>
3	<p>（指摘事項） 住基ネット端末立ち上げ時のパスワードは類推できないものとする ことが望ましいことから、パスワードの見直しを行うこと。</p> <p>（対応） 類推しにくいパスワードに変更する。</p>

外部監査人から指摘があった事項については、住基ネットを利用している全所属に対して留意事項として通知するとともに、情報セキュリティ対策に万全を期すよう、周知徹底を図った。

4 庁内担当者研修

県庁内における住基ネットの円滑な運用及びセキュリティの確保のため、庁内の担当者を対象に実施。

令和2年度住民基本台帳ネットワークシステム庁内担当者研修
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面開催

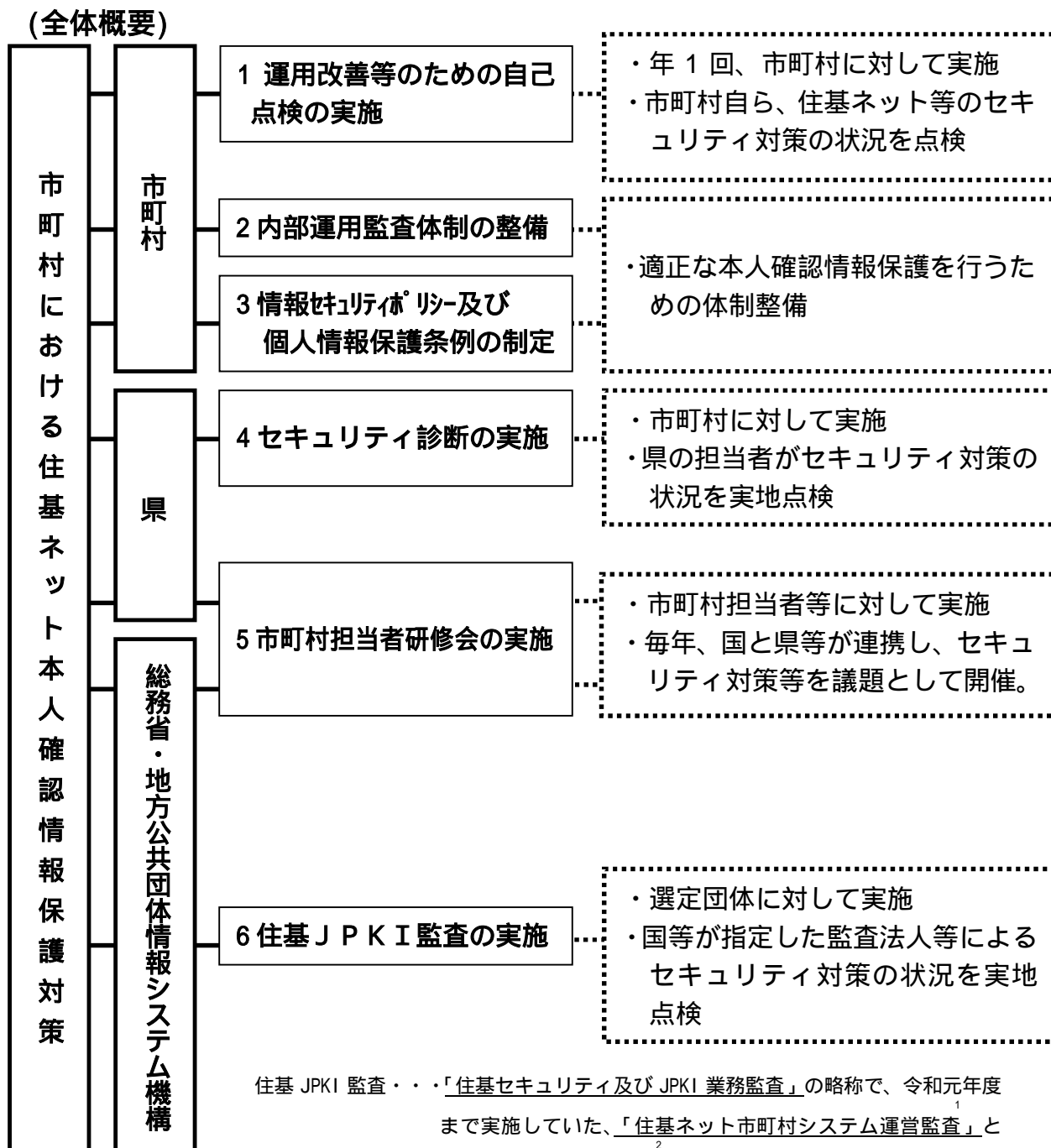
(日時) 令和2年5月1日(金)

(対象) 業務端末利用所属の担当職員283人

(内容) 業務端末操作に係る住基ネット業務端末の操作方法及びセキュリティに関する研修

市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

市町村における本人確認情報保護対策を支援するため、本県では市町村に対し次の取組みを行っている。



- 1 市町村自ら行った自己点検の結果に対して、監査人が調査し、その結果、セキュリティ対策が不十分と指摘された箇所については、監査人から適切な助言等を受けながら、自団体のセキュリティ対策の向上を図るもの。
- 2 市町村における公的個人認証サービスの電子証明書発行申請受付業務等について、関連する運用規程及び事務処理要領等に準拠した業務が出来ているかについて実情を把握し、業務適正化を図るもの。
JPKI (Japanese Public Key Infrastructure の略): 公的個人認証サービス

1 運用改善等のための自己点検の実施

(1) 実施方法

県内全市町村に対して、総務省が作成した「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表」をもとに、セキュリティ対策の見直し及び自己点検の実施を要請。(令和2年5月13日～7月17日までの期間で実施)

(2) 自己点検項目

全項目数：122項目

点検内容

- ・体制、規程等の整備に関すること
- ・環境及び設備に関すること
- ・システムの管理に関すること
- ・既設ネットワークとの接続に関すること
- ・マイナンバーカード等の管理に関すること

(自己点検基準)

点数	規程等の有無及び運用状況	
0	該当しない	関係するシステムが存在しない等、質問項目に該当しない。
1	整備していない	規程等を常備していない。質問項目について、規程等で定められていない。
2	整備している	当該項目を実現する手続きについて、規程等で定められている。
3	運用している	定められた手続きについて、関係する職員に周知され、かつ適切に運用されている。

(3) 自己点検結果

- ・満点(3点)の団体 34団体 昨年度33団体
- ・満点に満たない団体 11団体
- ・平均2.99点

(4) 改善計画書の提出

自己点検の結果が満点(3点)に達しなかった団体に対して、改善計画書の提出を求め、9月上旬までに全11団体提出済み。

その後、ヒアリングを通じて、引き続きセキュリティ対策の向上に努めるよう助言。

2 内部運用監査体制の整備

住基ネットのセキュリティ確保には、フォローアップ体制の構築が必要であり、県内全ての市町村において、監査要領の策定が完了している。

監査要領に基づく定期的な点検評価により住基ネットのセキュリティ確保が図られている。

3 情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の制定

個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーともに県内全ての市町村が策定し、セキュリティ対策、個人情報保護対策が図られている。

県内市町村の状況

情報セキュリティポリシーの策定状況

45団体 / 45団体 (100%。平成21年4月1日以降)

参考 全国の状況 100% (H28.3.18現在)

個人情報保護条例の制定状況

45団体 / 45団体 (100%。平成18年4月1日以降)

参考 全国の状況 100% (H18.4.1以降)

用語解説

情報セキュリティポリシーとは、各地方公共団体が保有する情報資産を不正アクセス、コンピュータウイルス、災害等の脅威からどのようにして守るかについての基本的な考え方や、情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用等を規定するもので、各地方公共団体の情報セキュリティ対策の基本となるもの

熊本県においては、情報セキュリティポリシーとして熊本県電子情報保全対策大綱(熊本県電子情報保全対策基本方針及び同要項)を策定しており、各市町村においてもそれぞれに情報セキュリティポリシーを策定済である。

4 セキュリティ診断の実施

県は、市町村が実施した「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表」による自己点検結果の客観的評価を目的として、県職員が市町村に出向いて、市町村における住基ネットの運用等についてセキュリティ診断を実施している。

(1) これまでの実施状況

(選定基準)

平成24年度までに県下全31町村が2回のセキュリティ診断を受診済みであり、一定のセキュリティレベルが維持されている。

平成24年度からは、町村だけでなく市もセキュリティ診断の対象に加えている。今後も、6年をサイクルとして全市町村が受診するように計画している。

年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施団体数	6	8	9	6	10	10	11	13
年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
実施団体数	13	13	11	9	14	9	10	7 (予定)

合計延べ回数 159回

(2) 令和元年度実施結果(10団体実施)

8団体において、不備事項が確認され、各種管理簿が整備されていないことや、点検簿への記録漏れといった不備が多く見受けられた。

セキュリティ維持のため、改善に向け継続したフォローアップを行った。

(3) 令和2年度の実施について

令和3年1~2月に7団体を対象に実施予定。

5 市町村担当者研修会の実施

情報セキュリティ対策に係る意識及び技術力向上等を図るため、住基ネット運用に携わる市町村職員を対象に、毎年実施しているもの。

例年、総務省等から講師を招いて、情報セキュリティ対策及びマイナンバー制度への対応について、集合形式による研修会を実施していたが、本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から動画視聴による研修会を実施した。

「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」及び「社会保障・税番号制度担当者説明会」

(視聴期間) 令和2年8月21日~9月28日

(視聴者) 住基ネット担当課職員:122名 昨年度91名

社会保障・税番号制度担当課職員:198名 昨年度150名

(内容) 住基ネットにおけるセキュリティ対策等及び社会保障・税番号制度について説明

- ・住民基本台帳制度をめぐる最近の状況について
- ・チェックリストによる自己点検について
- ・住基ネットシステムの改修に係る変更点等について
- ・通知カードの廃止等について
- ・社会保障・税番号制度について

6 住基 JPKI 監査の実施

市町村が作成したチェックリストの回答が、セキュリティ基準・指針への準拠の程度を適切に表示したものであるかについて調査手続きを行い、対策が不十分なものについては助言を行う、情報セキュリティ対策支援事業。

地方公共団体情報システム機構が契約を締結した事業者(監査法人)が監査を実施する。

(1) これまでの実施状況

令和元年度で県内全ての市町村が監査を受診済みとなり、一定のセキュリティレベルが維持されている。

年度別	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施 団体数	2	2	2	3	3	2	2	2
年度別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度
実施 団体数	2	3	1	3	2	10	9	8 (予定)

(2) 令和元年度実施結果(9団体実施)

令和元年8月26日～10月9日の間、南小国町、小国町、産山村、五木村、苓北町、湯前町、玉東町、西原村、嘉島町に対し実施した。

規程・点検簿の整備等の不備が指摘されたため、改善計画書及び改善実施書類の提出を求め、全ての項目の改善まで継続したフォローアップを行った。

(3) 令和2年度の実施について(8団体実施予定)

例年8月から10月に実施されるが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大により、開催時期は未定。

地方公共団体情報システム機構では、リモートによる監査の実施を検討している。

漁業法等の一部改正に伴う熊本県住民基本台帳法施行条例等の一部改正

1 法改正前

平成28年度に「公職選挙法による立候補の届出に関する事務」及び「公職選挙法施行令による選挙長等の告示に関する事務」を条例に規定。

海区漁業調整委員会の漁業者委員についても、漁業法に基づく公職選挙法の準用規定により、住民基本台帳ネットワークシステムによる被選挙権の有無の確認ができることを規定していた。

2 法改正の内容

平成30年12月14日

「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）」の公布に伴い、漁業法の規定に基づく海区漁業調整委員会の委員の選挙（以下「選挙」という。）の取扱いが変更された。

改正法の内容は、海区漁業調整委員会の漁業者委員（漁業者又は漁業従事者の代表たる委員）の選任方法を見直し、従来の選挙により選任する制度を廃止し、都道府県知事の任命により選任することとされた。

改正漁業法では、公職選挙法（昭和25年法律第100号）を準用する海区漁業調整委員に関する規定が削除された。

令和2年7月8日

「漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」が公布され、漁業法施行令に基づく公職選挙法を準用する規定が削除された。

（施行日：令和2年12月1日）

3 条例及び規則の改正

改正漁業法等により、海区漁業調整委員会の漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直されたこと等から、以下の改正が必要となった。

漁業法において公職選挙法に関する事務を準用する場合を削る。

漁業法施行令において公職選挙法施行令に関する事務を準用する場合を削る。

（施行日：令和2年12月1日）

参考

【新旧対照表】

(1) 熊本県住民基本台帳法施行条例 (平成 1 4 年熊本県条例第 4 4 号) 新旧対照表

旧		新	
別表第3(第5条関係)		別表第3(第5条関係)	
知事以外の 執行機関	事務	知事以外の 執行機関	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
選挙管理委員会	<p>1 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による同法第86条第1項から第3項まで、<u>第86条の4第1項、第2項若しくは第5項(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)</u>又は同条第6項若しくは第8項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>2 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)による同令第81条(漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する場合を含む。)の告示に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>1 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による同法第86条第1項から第3項まで又は<u>第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項</u></p> <p>若しくは第8項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>2 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)による同令第81条</p> <p>の告示に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則 (平成 2 1 年熊本県規則第 1 4 号) 新旧対照表

旧		新	
(条例別表第 3 の規則で定める事務)		(条例別表第 3 の規則で定める事務)	
第 5 条 (略)		第 5 条 (略)	
<p>2 条例別表第 3 選挙管理委員会の項事務の欄第 1 号の規則で定める事務は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 86 条第 1 項から第 3 項まで、<u>第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項(漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 94 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)</u>又は同条第 6 項若しくは第 8 項の規定による届出に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。</p> <p>(1) 衆議院(小選挙区選出)議員の候補者</p> <p>(2) 参議院(選挙区選出)議員の候補者</p> <p>(3) 地方公共団体の議会の議員の候補者</p> <p>(4) 地方公共団体の長の候補者</p> <p>(5) <u>海区漁業調整委員会の委員の候補者</u></p>	<p>2 条例別表第 3 選挙管理委員会の項事務の欄第 1 号の規則で定める事務は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 86 条第 1 項から第 3 項まで又は第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、<u>第 5 項、第 6 項</u></p> <p>若しくは第 8 項の規定による届出に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。</p> <p>(1) 衆議院(小選挙区選出)議員の候補者</p> <p>(2) 参議院(選挙区選出)議員の候補者</p> <p>(3) 地方公共団体の議会の議員の候補者</p> <p>(4) 地方公共団体の長の候補者</p> <p>(削る)</p>		
<p>3 条例別表第 3 選挙管理委員会の項事務の欄第 2 号の規則で定める事務は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)による同令第 81 条(漁業法施行令(昭和 25 年政令第 30 号)第 9 条において準用する場合を含む。)の告示に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>(1) 選挙長</p> <p>(2) 選挙分会長</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる者の職務を代理すべき者</p>	<p>3 条例別表第 3 選挙管理委員会の項事務の欄第 2 号の規則で定める事務は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)による同令第 81 条</p> <p>の告示に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p> <p>(1) 選挙長</p> <p>(2) 選挙分会長</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる者の職務を代理すべき者</p>		
4・5 (略)	4・5 (略)	4・5 (略)	4・5 (略)

令和2年7月豪雨災害に伴う 住基ネットシステム障害について

1 発災直後における被災市町村の行政機能の状況

※被災地行政体制調査・支援チームを派遣した6市町村

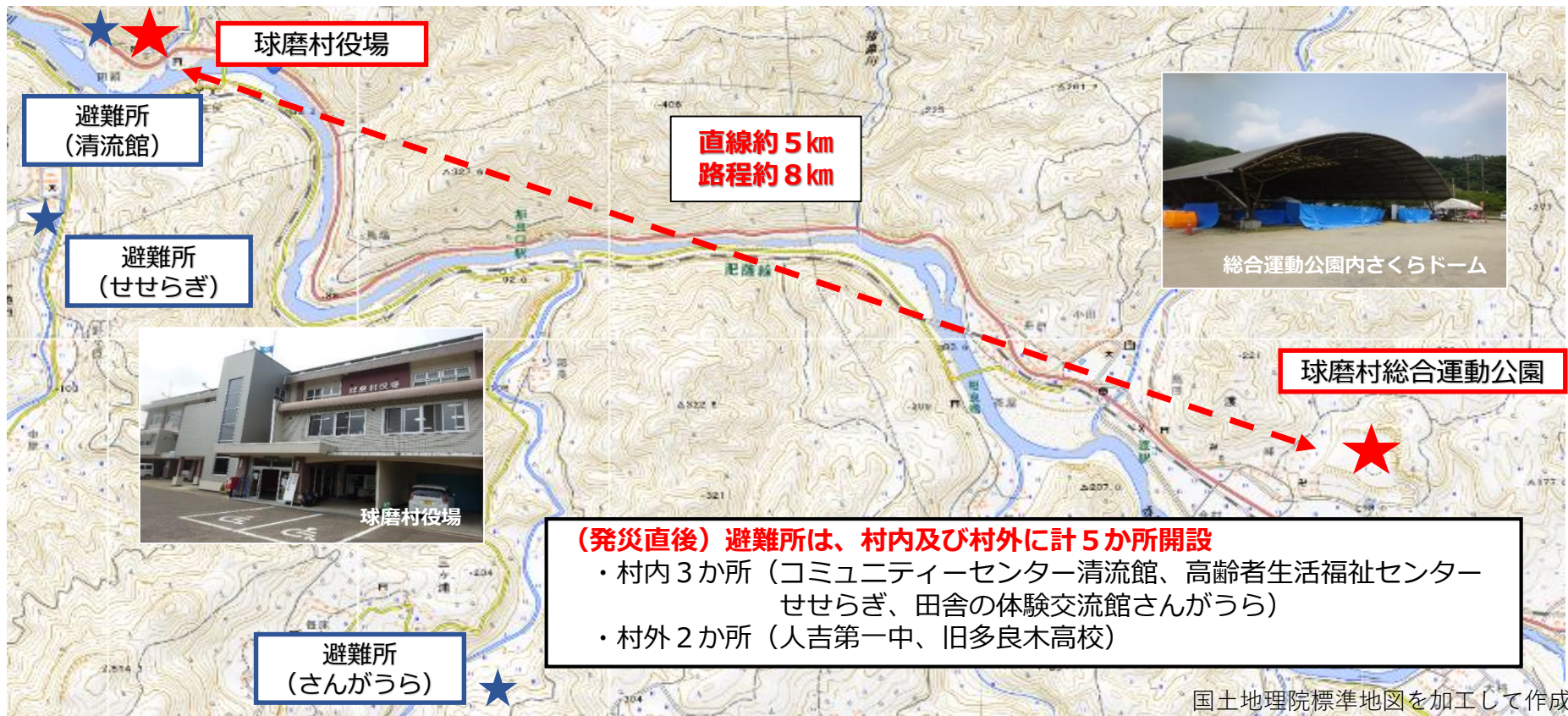
	危機管理・防災担当職員の配置 (専門知識・経験)	市町村庁舎・設備の被害状況 (発災直後)				窓口業務等実施の可否	備考
		庁舎	電気	水道	通信 (電話 メール)		
① 八代市	危機管理監 (常勤：元自衛官) 主任(常勤：元消防)	坂本支所 浸水	坂本支所 ×	坂本支所 ×	坂本支所 ×	○	支所機能を別支所に移転し、坂本地区に相談員を配置
② 人吉市	—	○	○	○	×	○	7/4~7/8 通信障害
③ 芦北町	—	別館 浸水	○	×	○	○	7/4~7/7 断水
④ 相良村	—	○	○	○	×	○	7/4~7/15 通信障害
⑤ 山江村	危機管理防災監 (非常勤：元消防)	○	○	○	×	○	7/4~7/7 通信障害
⑥ 球磨村	防災管理官 (常勤：元自衛官)	○	×	×	×	×	役場機能の一部を運動公園に移転

2 住民基本台帳ネットワークシステムの障害について

- 住基ネット回線は2系統〔主系（NTT系回線）,従系（電力系回線）〕あり、いずれかの回線が繋がっていれば通信は可能。人吉市及び相良村は、主系回線に障害が発生したが、従系回線は通信可であった
- その他の町村については、両系回線が通信不可となり、2日～8日間の通信不通期間が発生した

		7/4(土) 災害発生	7/5 日	7/6 月	7/7 火	7/8 水	7/9 木	7/10 金	7/11 土	7/12 日	不通期間
1	人吉市										なし
2	錦町	← 不通 →									7/4-7/5 (2日)
3	多良木町	← 不通 →									7/4-7/5 (2日)
4	湯前町	← 不通 →									7/4-7/5 (2日)
5	水上村	← 不通 →									7/4-7/5 (2日)
6	相良村										なし
7	五木村	← 不通 →									7/4-7/5 (2日)
8	山江村	← 不通 →									7/4-7/5 (2日)
9	球磨村	← 不通 →									7/4-7/11 (8日)
10	あさぎり町	← 不通 →									7/4-7/5 (2日)

球磨村の状況①



〔行政体制への支援等〕

- 発災直後、球磨村役場への道路アクセスの寸断等 (国道 219 号の寸断、停電、断水、通信不通等) により、**球磨村災害対策本部の連絡窓口を約 5 km 離れた球磨村総合運動公園内に設置**し、機能を確保
- 7 月 4 日から、**行政体制調査・支援チーム 5 名 (チーフ 1 名、サブチーフ 1 名、スタッフ 3 名) を派遣**するとともに、6 日には、球磨村担当者 (本庁) 及び現地連絡員を配置し、国、球磨村との連携を強化 (県職員計 10 名 (チーフ 1 名、サブチーフ 2 名、スタッフ 7 名) / 日を派遣)
- 道路アクセス、停電、断水、通信不通等の解消により、**7 月 23 日から、災害対策本部を含め役場業務を本庁舎で全面再開**

球磨村状況②

球磨村の被災状況



(1) 人口の状況

年月日	世帯数	人口(人)	増減(人)
H22.10.1	1,489	4,249	—
H27.10.1	1,368	3,698	▲551
R1.9.30	1,454	3,613	▲85
R2.6.30	1,432	3,510	▲103
R2.7.31	1,405	3,453	▲57

※ 国勢調査 (H22,H27) 、住基人口 (R1.R2)

(2) 被災時における役場のライフライン等

区分	不通期間
電気	7/4～7/9 (6日間)
水道	7/4～7/21 (18日間)
固定電話	7/4～7/21 (18日間)
インターネット・メール	7/4～7/18 (15日間)
住基ネットシステム	7/4～7/11 (8日間)

R2.4.1球磨村職員数 97人
(会計年度任用職員26人含む)

3 住基ネットシステム障害の復旧等について

1 システムの復旧について

- 都道府県ネットワークの監視及び保守については、2014年4月に地方公共団体が共同して運営する組織として設立された「地方公共団体情報システム機構（略称：J-LIS）」に委託しており、同機構において復旧対応を実施

2 県及び市町村における対応

- 県では、市町村の窓口業務に支障が生じないように、総務省に報告し対応を協議するとともに、J-LISへの復旧状況の確認のほか、システム障害が発生した市町村に助言等を実施
- 特に被害が甚大であった球磨村では、停電が発生し、既存の住基システムが使えない状況であったことから、住民の転出入については、メモに記録し、システムが復旧した後、入力することで対応。転出先市町村に対しては、当該状況を踏まえ、個別に対応してもらうよう村から依頼

3 課題等への対応について

- 転出先市町村では、システム障害により球磨村から転出証明書が発行できず、国から取扱いに係る通知の発出もなかったことから、転入手続きができないなどの支障が生じた
- このため、県から総務省に対し、住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムを用いた住民基本台帳事務の一部の事務処理が困難な場合における取扱いについて、国から各都道府県に通知を発出してもらうよう要請（令和元年台風15号の被害では、総務省から通知を発出）
- 今回の災害では、国で通知の発出を検討している間にシステムが復旧したが、大規模災害時において迅速かつ柔軟な対応ができるよう取扱いを検討してもらうよう国に要望

- 令和元年9月11日付け総行住第89号総務省自治行政局住民制度課長通知（抄）
「令和元年台風15号の被害による住民基本台帳事務の取扱いについて」

（主な内容）

令和元年台風15号の被害により、千葉県成田市、南房総市、神崎町、鋸南町で住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムを用いた住民基本台帳事務の一部の事務処理が困難な状況が生じています。

このため、当該障害が解消するまでの間、①対象地域の住民が貴都道府県内の市区町村に転入するに当たって転出証明書を提出できない場合等が想定されるほか、②住所地が対象地域となっている者への住民票の写しの広域交付、③転出地が対象地域となっている者への特例による転入処理、④転出地が対象地域となっている者の転入通知情報の送信及び⑤本籍地が対象地域となっている者の戸籍附票記載事項通知情報の送信を行うことができませんので御留意ください。これらの場合には、下記により取り扱うことが適当であると考えられますので通知します。

- 転出地が対象地域となっている者への転入処理について

法第22条第1項第1号から第6号までに掲げる事項のほかに、届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示を転入地の市区町村に届け出させることにより、転入届を受理して差し支えないこと。

ただし、戸籍の表示については、本人が記憶又は記録していない場合には、届け出ることができなくてもやむを得ないものとする。

地方行政のデジタル化について (総務省資料)

地方行政のデジタル化に関する最近の動き

- 1 マイナンバーカードの普及について
- 2 地方公共団体の個人情報保護制度について
- 3 地方公共団体の情報システムの標準化について

地方行政のデジタル化について

令和2年10月
総務省 自治行政局

地方行政のデジタル化に関する最近の動き

【デジタル改革関係閣僚会議(9/23)における菅内閣総理大臣の発言】

この政権においては、かねて指摘されてきたこれらの課題を根本的に解決するため、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。そのための突破口として、デジタル庁を創設いたします。

この新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、国民が当たり前を望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたいと考えます。

【マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG (9/25)における菅内閣総理大臣の要旨（抜粋）】

オンラインで確実な本人確認ができ、デジタル社会に不可欠なマイナンバーカードについては、ようやく普及率が2割を超えました。今から2年半後の令和4年度末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速してまいります。このために、カードをお持ちでない方に改めてQRコード付きの申請書を早急にお送りするとともに、5,000円分の買い物ができるマイナポイントについて、国民への周知徹底をし、来年3月から始まるマイナンバーカードの健康保険証利用について、利用が加速されるように取り組んでまいります。

地方行政のデジタル化に関する最近の動き

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて — 課題の整理 — (抜粋)

9/25 マイナンバー制度及び
国と地方のデジタル基盤抜本
改善WG 資料から作成

WGの検討課題

- ◆ 未取得者へのQRコード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨

年度内に実現・開始を予定する事項（実現予定時期）

- ・マイナンバーカード未取得者に対し、オンラインでも郵送でも申請が可能なQRコード付き交付申請書を発送する（令和2年12月～）

WGの検討課題

- ◆ 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準
- ◆ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等）
- ◆ マイナンバーカードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等）
- ◆ 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策

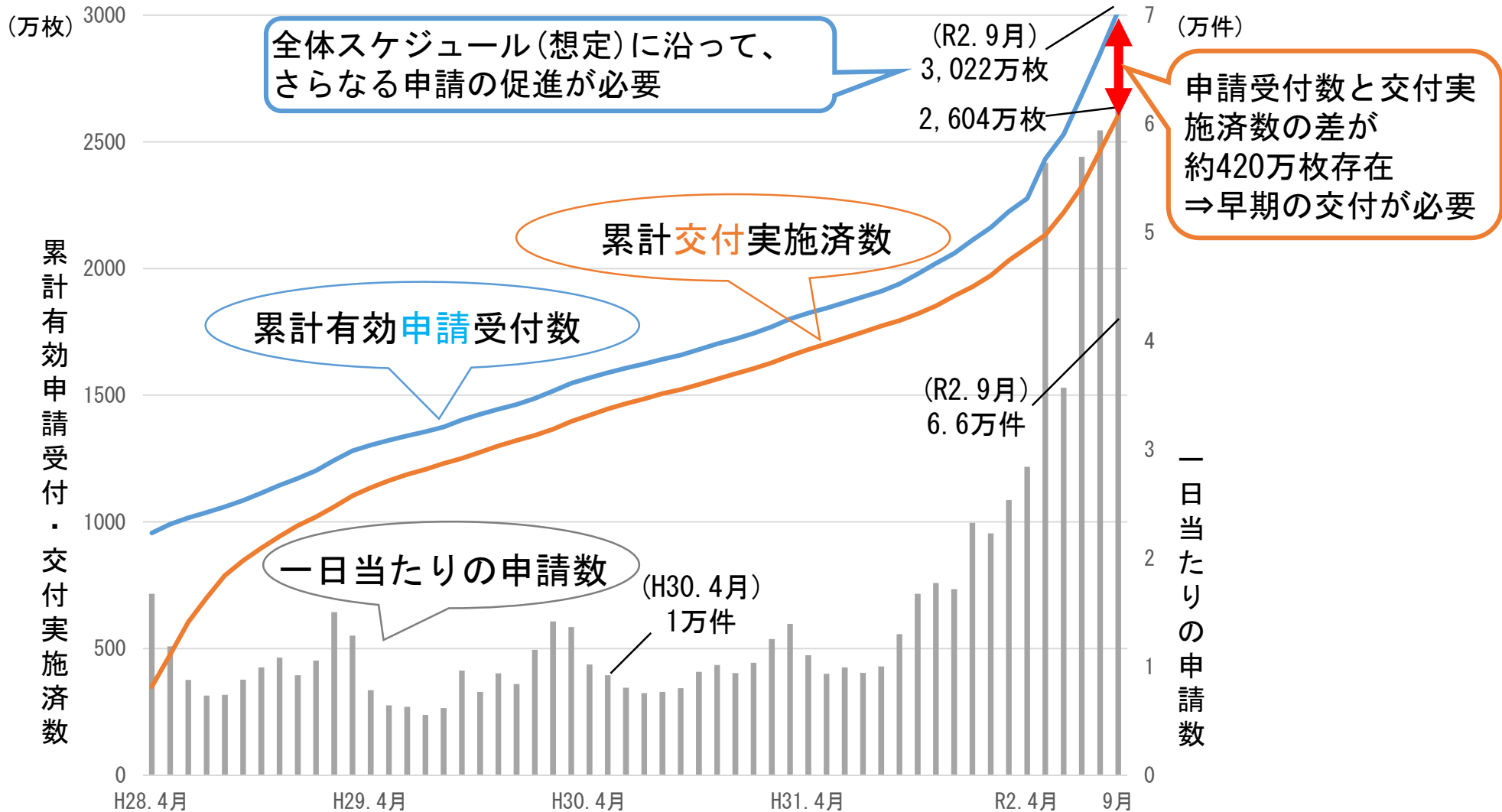
次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）

- 個人情報保護法等の改正
・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の統合及び個人情報保護委員会への所管の一元化 など
- 番号法等の改正
・J-LISに対するマイナンバーカードの発行・運営についての国による目標設定・計画認可等を導入 など
- 郵便局事務取扱法の改正
・郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書関連事務を実施できるようにする など
- 法制上の措置
・自治体の基幹系システムを移行期間内に国が定める基準に適合させることを義務付け など

1 マイナンバーカードの普及について

マイナンバーカードの申請・交付状況

昨年度までの申請件数は約1万件/日であったが、マイナポイント事業のPR等により、現在は約7万件/日に急増している。



全体スケジュール(想定)に沿って、さらなる申請の促進が必要

申請受付数と交付実施済数の差が約420万枚存在 ⇒ 早期の交付が必要

累計有効申請受付数

累計交付実施済数

一日当たりの申請数

(注) 令和2年3月以前の有効申請受付数の数値は推計。

マイナンバーカードの普及に向けた取組

1. 今後の申請勧奨について

- マイナポイント事業のPRの一環として、マイナンバーカードの交付申請書付きの新聞折り込み広告を配布。
【10月下旬：約3,300万枚配布予定】
- マイナンバーカードの健康保険証利用等の開始に向けた集中的な広報を実施。
【10月・11月：コンビニ、郵便局、医療機関でのサイネージ放映】 ※内閣府実施
【11月：ローカル局での番組放映】
- マイナンバーカード未取得者に対して、スマホ等で申請可能なQRコード付き申請書を個別に送付予定。
【令和2年12月～：約8,000万枚配布予定】 ※参考資料4参照

2. 交付の円滑化について

- 申請から市区町村へのカードの発送は、最長18日であるが、申請から交付までこれを大きく超える期間を要している事例が見受けられる。
⇒早期の交付通知書の発送をお願いしたい。
 - 1の取組等により、現在の申請（約7万件/日）が倍増することを前提にした速やかな交付が必要。
⇒土日開庁のさらなる実施や窓口の増設などをお願いしたい（交付円滑化計画の改訂）。
- ※人員増や交付窓口の増設などの経費は、個人番号カード交付事務費補助金の対象。

(令和元年9月3日 デジタル・ガバメント閣僚会議にて提示)

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)			マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)	
2020年 7月末	3000~4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	2020年 8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年 3月末	6000~7000万枚	健康保険証利用の運用開始時	2021年 3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年 3月末	9000~10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時	2022年 3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年 3月末	ほとんどの住民がカードを保有		2023年 3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策
(令和2年度に実施)

マイナンバーカードの健康保険証利用
(令和3年3月から開始)

全業所管官庁等を通じた計画的な取組

市区町村における交付円滑化計画の策定

国家公務員・地方公務員等の取得の促進

マイナンバーカードの普及に向けた広報

1. マイナンバーカードの普及状況

	令和元年4月末	令和元年10月末	令和2年4月末	令和2年9月末
累計申請済数	1,921万	2,083万	2,276万 (※)	3,022万 (※)
1日あたり 申請件数(月平均)	11,062 1.51倍 ⇒	16,720 1.70倍 ⇒	28,416 2.28倍 ⇒	66,244
累計 交付実施済数	1,680万	1,822万	2,082万	2,604万
1日あたり 交付件数(月平均)	11,336 1.08倍 ⇒	12,259 1.83倍 ⇒	22,402 2.82倍 ⇒	63,186

2. 団体区分別（令和2年9月1日時点）

区分	人口(R2.1.1時点) (人)	交付枚数(枚)	人口に対する 交付枚数率
全国	127,138,033	24,693,970	19.4%
特別区	9,570,609	2,351,639	24.6%
政令指定都市	27,540,108	5,685,902	20.6%
市(政令指定都市を除く)	79,244,110	14,855,670	18.7%
町村	10,783,206	1,800,759	16.7%

(※)は申請受付数から申請辞退等により交付を取りやめたものとして把握できた数値を除いた数

マイナンバーカードの都道府県別交付枚数等について

参考資料3

3 都道府県一覧(令和2年9月1日時点)

都道府県名	総数(人口) 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R2.9.1時点】	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,267,762	900,649	17.1%
青森県	1,275,783	219,374	17.2%
岩手県	1,235,517	214,421	17.4%
宮城県	2,292,385	429,788	18.7%
秋田県	985,416	164,824	16.7%
山形県	1,082,296	163,762	15.1%
福島県	1,881,981	316,432	16.8%
茨城県	2,921,436	555,724	19.0%
栃木県	1,965,516	359,800	18.3%
群馬県	1,969,439	312,330	15.9%
埼玉県	7,390,054	1,383,634	18.7%
千葉県	6,319,772	1,276,584	20.2%
東京都	13,834,925	3,317,304	24.0%
神奈川県	9,209,442	2,060,696	22.4%
新潟県	2,236,042	328,305	14.7%
富山県	1,055,999	182,226	17.3%
石川県	1,139,612	186,344	16.4%
福井県	780,053	124,332	15.9%
山梨県	826,579	148,032	17.9%
長野県	2,087,307	336,910	16.1%
岐阜県	2,032,490	311,973	15.3%
静岡県	3,708,556	684,187	18.4%
愛知県	7,575,530	1,330,952	17.6%
三重県	1,813,859	311,795	17.2%

都道府県名	総数(人口) 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R2.9.1時点】	人口に対する 交付枚数率
滋賀県	1,420,948	282,685	19.9%
京都府	2,545,899	504,968	19.8%
大阪府	8,849,635	1,861,249	21.0%
兵庫県	5,549,568	1,245,664	22.4%
奈良県	1,353,837	308,963	22.8%
和歌山県	954,258	159,769	16.7%
鳥取県	561,175	97,505	17.4%
島根県	679,324	121,954	18.0%
岡山県	1,903,627	313,866	16.5%
広島県	2,826,858	521,609	18.5%
山口県	1,369,882	264,083	19.3%
徳島県	742,505	122,952	16.6%
香川県	981,280	162,032	16.5%
愛媛県	1,369,131	230,890	16.9%
高知県	709,230	90,440	12.8%
福岡県	5,129,841	947,096	18.5%
佐賀県	823,810	149,125	18.1%
長崎県	1,350,769	281,314	20.8%
熊本県	1,769,880	356,384	20.1%
大分県	1,151,229	217,650	18.9%
宮崎県	1,095,903	294,528	26.9%
鹿児島県	1,630,146	299,342	18.4%
沖縄県	1,481,547	239,524	16.2%

1. 趣旨

- マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始（令和3年3月）などの機会に合わせて、カード未取得者に対してオンライン申請に利用可能な交付申請書を改めて送付し、効果的に取得を促す。

2. 送付対象

- カード未取得者のうち、①75歳以上の者や②乳児、③在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う者や、④DV被害者等の居所設定者等を除く者が対象。（8,000万人強となる見込み）

※ ①後期高齢者医療制度の保険証更新時に郵送用申請書を送付予定。②個人番号通知書等と共に申請書を送付。③在留期間更新時に地方出入国管理局で申請勧奨。④送付の意向確認や送付方法の変更対応等に相当の事務負担が発生。



個人番号カード交付申請書		△△市長宛	
※ 電子証明発行申請書		(地方公共団体情報システム機構 宛)	
申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123	番号	花子
氏名		住所	〇〇県△△市□□町〇丁目△番地 1-1-1
生年月日	平成5年3月31日	性別	女
【代替文字情報】			
電話番号		外国人住民の区分	
在留期間等満了日	-	在留期間等満了日	-
右欄の赤字表記を希望する (※赤字は必ずしも強制ではありません)		<input type="checkbox"/> バンゴウ ハナコ	
※上に入力されている情報は、平成 00 年 00 月 00 日現在のものです。			
QRコード		← 左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。	

※赤枠の申請書部分を再送付

3. 送付方法

- 市区町村の委任を受けて、J-LISが直接対象者に送付を行う。送付を簡便に行うため個人単位で送付することとし、パンフレット・返信用封筒も同封する。

4. スケジュール

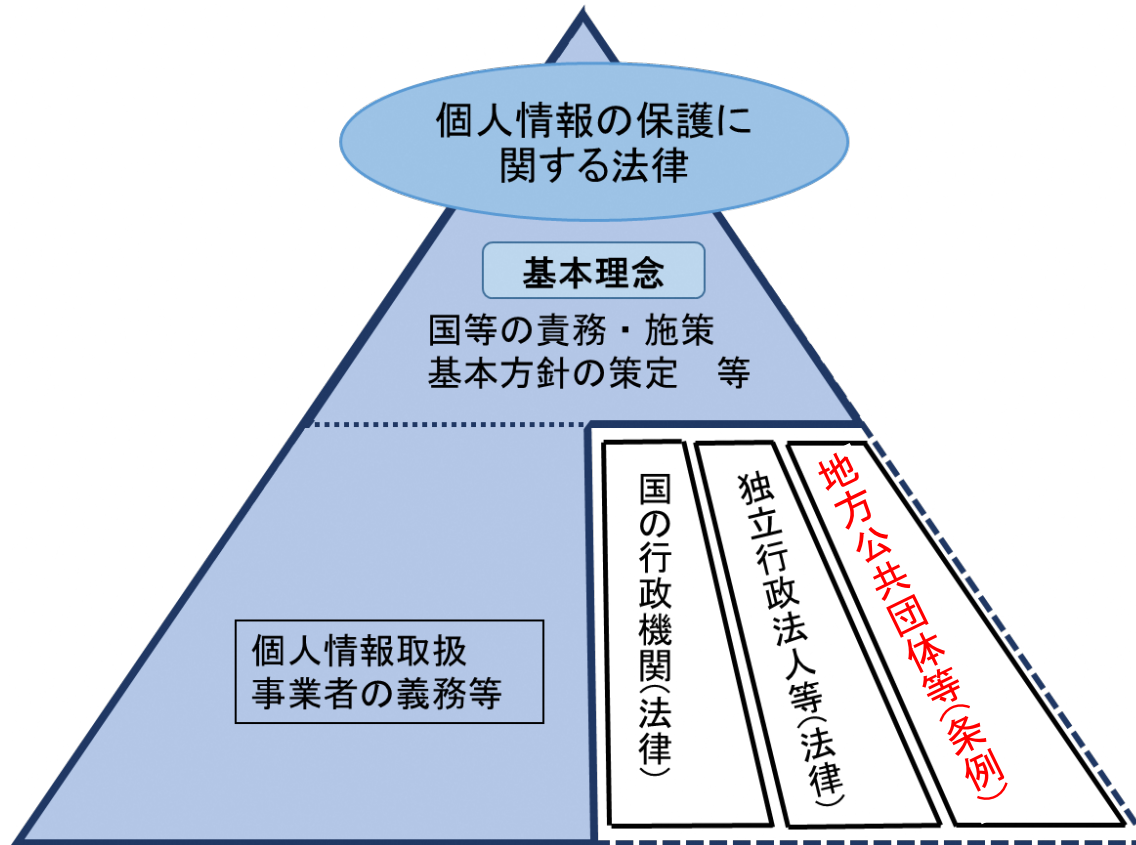
- (1) J-LISにおいて、送付対象者の抽出、最新住所情報の確認、印刷データの作成等のためのシステムを開発（～本年11月）
- (2) 市区町村において送付対象者リストをチェック（DV被害者の除外等）
- (3) J-LISが発注した印刷事業者において印刷・発送 ⇒ 本年12月送付開始を予定

※ 一斉に送付すると、市区町村窓口の混雑の発生や、申請数のカード発行能力の超過が生ずるため、市区町村の意向を踏まえ送付スケジュールを調整（例：3、4月の繁忙期を避ける等）。

2 地方公共団体の個人情報保護制度について

地方公共団体の個人情報保護制度について

【個人情報保護関係法令イメージ（現行）】



【関連する閣議決定】

【見直しの方向性：民間事業者・国の行政機関・独立行政法人】

「個人情報保護 3 法*の共通化を図る」

*民間事業者、国の行政機関、独立行政法人
＜骨太の方針2020（経済財政運営と改革の基本方針
（令和2年7月17日閣議決定）＞

「民間、国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度の一元化の在り方等について検討を進め、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図る」

＜成長戦略（成長戦略フォローアップ）
（令和2年7月17日閣議決定）＞

【見直しの方向性：地方公共団体】

「地方自治体の基準の在り方についても、地方自治体と十分調整の上、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等において検討を行い、年内を目途に結論を得る。」

＜骨太の方針2020（経済財政運営と改革の基本方針
（令和2年7月17日閣議決定）＞

「地方公共団体の個人情報保護制度についても（中略）、地方側と十分調整の上、上記の個人情報保護制度の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。」

＜成長戦略（成長戦略フォローアップ）
（令和2年7月17日閣議決定）＞

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1. 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
- 等への問題提起がなされている

2. 個人情報保護に関する国際的な制度調和

例) EUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分性認定
OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

<検討の方向性>

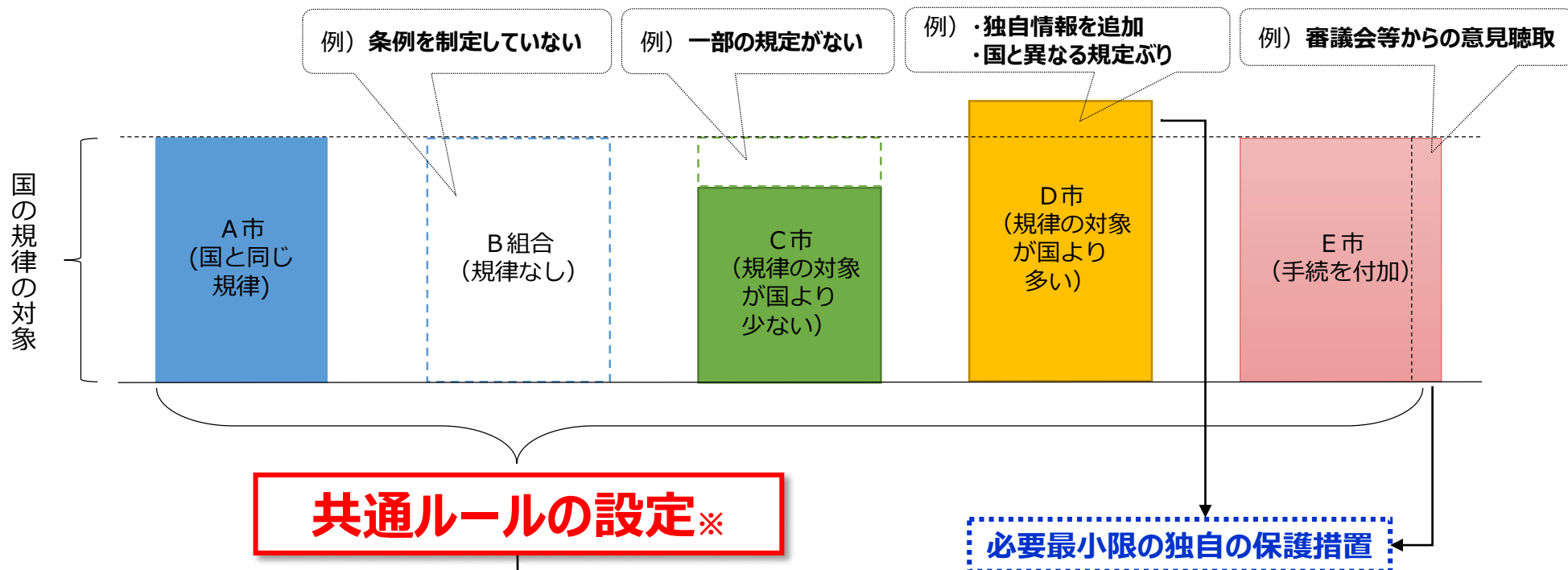
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

例) 「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加

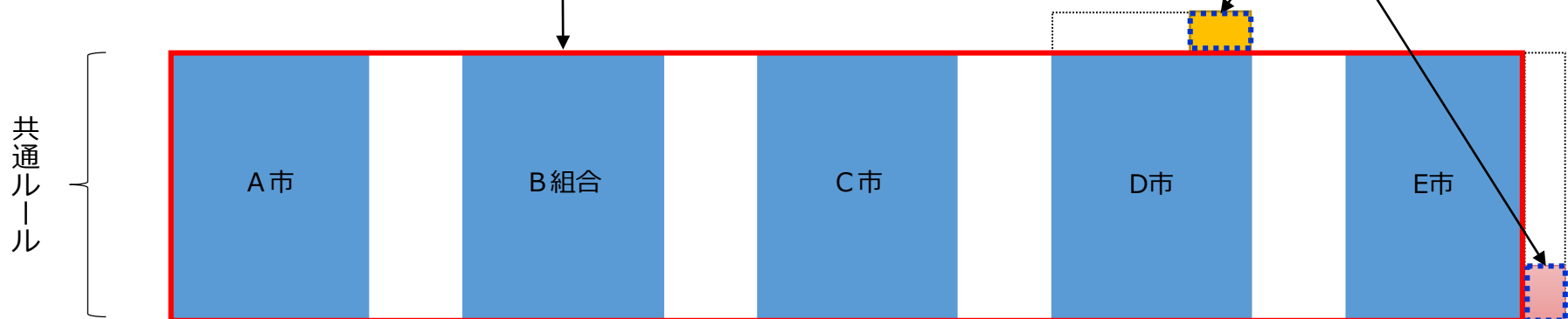
保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性②

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

3 地方公共団体の情報システムの標準化について

地方公共団体の情報システムの標準化に関する法制化について(素案)

趣旨

- 住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム(基幹系情報システム)は、事務の処理の大半が法令で定められているが、地方公共団体が利便性等の観点から個別に機能のカスタマイズ等を行っており、その結果、
 - ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**地方公共団体は個別対応を余儀なくされ、負担**が大きい
 - ・ **情報システムの差異の調整が負担**となり、クラウドによる共同利用が円滑に進まない
 - ・ 住民サービスを向上させる最適な取組みを、**迅速に全国へ普及させることが難しい** 等の課題が生じている。
- こうした課題を解決するため、地方公共団体の基幹系情報システムについての基準(標準仕様)を策定し、地方公共団体に当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築し、**地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進**。

素案

①対象となる情報システムの範囲

- 法律の定めるところにより住民に関する事務を処理する場合及び当該事務に密接に関連する事務を処理する場合に地方公共団体が利用する情報システム
- ※ 住民記録システムをはじめとする基幹系情報システム

②国による基本方針の作成

- 政府は、①の情報システムのうち政令で定める事務の処理に利用する情報システムについて、基本方針を作成(閣議決定)
 - ▷ 標準化に関する基本的な方針、目標
 - ▷ 文字、サイバーセキュリティ等各情報システムに共通の事項
 - ▷ 標準化のための基準の策定の方法及び期間 等
- 総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成

③情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、②の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準を告示
- 総務大臣は、文字、サイバーセキュリティ等各情報システムに共通の事項の基準を告示
- 策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

④基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が②の事務の処理に利用する情報システムは、移行期間内に、基準に適合することが必要
- ②の事務以外の事務を、②の事務と一体的に処理することが効率的・効果的である場合に、基準適合システムの機能等に最低限度必要な改変・追加が可能

⑤その他の措置

- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

加速策の方向性

- 現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム(基幹系情報システム)の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを「法制化」するとともに、「目標時期を設定」することで、自治体の業務システムの統一・標準化を加速化する。

【法制化】

- 骨太の方針2020に基づき、自治体の情報システムの標準化を実効的に推進するため、法制上の措置を講じた上で、国が財源面を含め主導的な支援を行う。
- 具体的には、政令で定める基幹系情報システムについて、国が標準化のための基準(標準仕様から作成)を告示し、自治体に移行期間内に適合することを義務付けることを想定。

【目標時期の設定】

- 年末にとりまとめられる新たな工程表において目標時期を予め設定し、自治体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。
- 具体的には、「地方公共団体の情報システムについても、地方自治体の自主性を尊重しながら、システム基盤の統合を進め、全ての自治体で住民の利便性向上の観点から、共通的なサービスを提供できるような仕組みを今後5年間で実現していく」(令和2年7月15日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)・官民データ活用推進戦略会議合同会議)との方針を踏まえ、2025年度までに標準化のための基準に適合したシステム(標準準拠システム)への移行を目指すことを検討。

加速化を実現するための前提

【目標時期の特例】

- 標準化の対象事務や自治体ごとに情報システムの実情が多様であるため、自治体の意見を丁寧に聴くことが重要であり、真にやむを得ない場合において、目標時期の特例を認める仕組みを法制上設ける必要。

【国による財政支援】

- システム更新時期の前倒し等に対する契約変更や事業者への業務集中により、自治体において移行のための経費が増嵩していくことが見込まれることによる追加的負担の影響も考慮し、国が財源面を含め主導的な支援を行う。

自治体における標準準拠システムへの移行までの工程

9/25マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG総務省提出資料

① 標準仕様作成(関係府省)

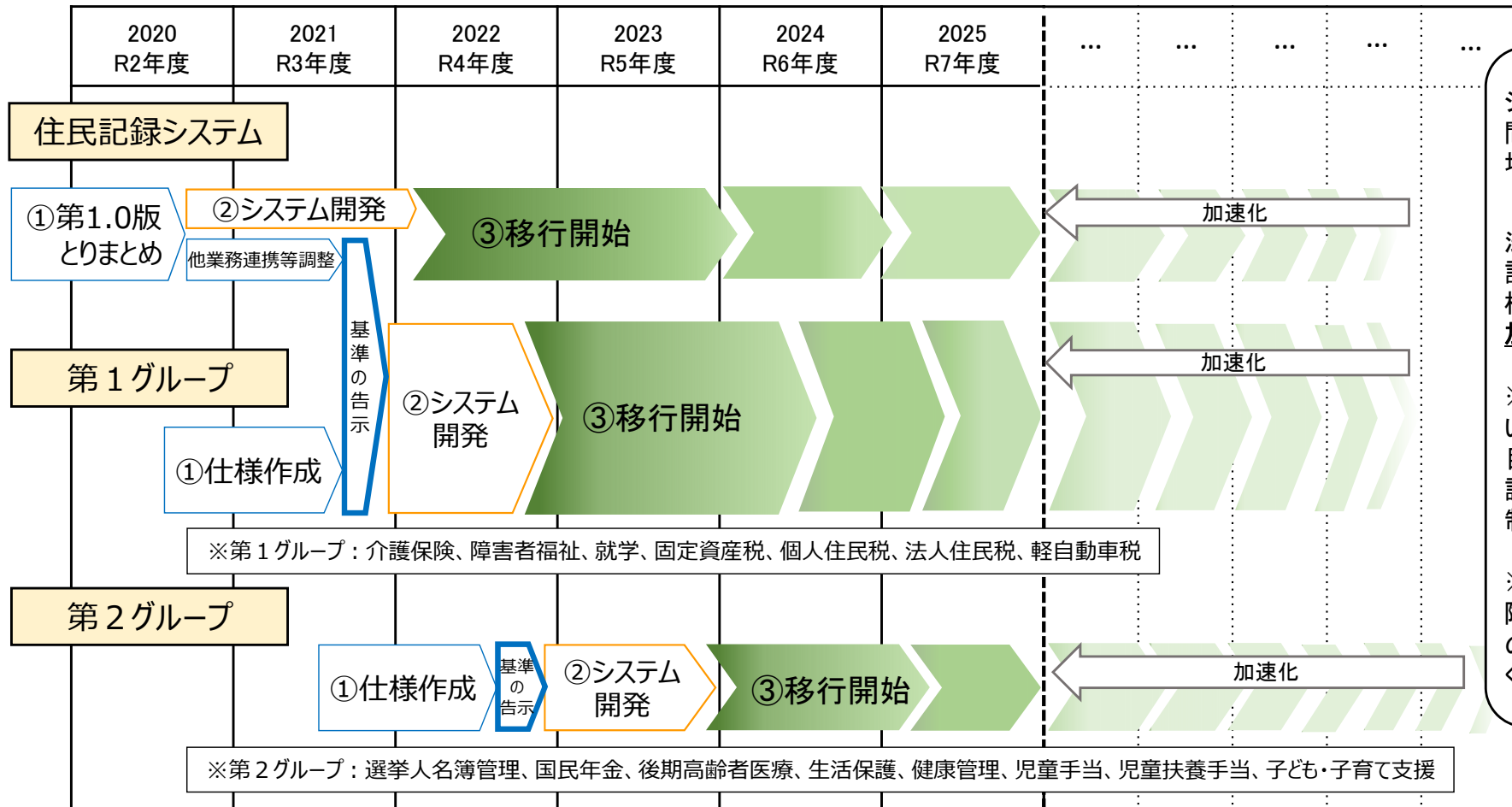
- ・「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日 閣議決定)等で定められたスケジュールに沿って、関係府省において標準仕様を作成。
- ・住民記録システムについて、総務省・自治体・事業者からなる検討会にて標準仕様書【第1.0版】を取りまとめ(令和2年9月11日公表)。他業務の標準仕様との連携等の観点から、随時見直しを図る。

② 標準準拠システム開発(事業者)

- ・事業者は、標準仕様等に沿って、標準準拠システムを開発。

③ 標準準拠システム移行(自治体)

- ・自治体は、システムの更新時期等も踏まえつつ、移行期間内に標準準拠システムに移行。



システム更改の間隔は、5年超の場合も

↓

法制化と目標時期設定により、標準化の取組を**加速化**

※真にやむを得ない場合において、目標時期の特例を認める仕組みを法制上設ける必要

※工程を定めるに際しては、自治体の意見を丁寧に聴く必要

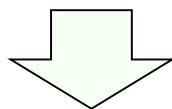
加速化を行う上で、それに伴って生じるシステム更新時期の前倒し等による追加的負担の影響も考慮し、国が財源面を含め主導的な支援を行う。

自治体の業務システムの統一・標準化の加速策の方向性

現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム（基幹系情報システム）の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを「法制化」とともに、「目標時期を設定」することで、自治体の業務システムの統一・標準化を加速化する。

各自治体の計画的な取組の必要性

情報システムの標準化によって、**手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには**、各自治体において、**標準化されたシステムを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、手続のオンライン化**などに、全庁的な**推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要**。



総務省として、各自治体における取組の指針と国による支援策を内容とする「自治体DX推進計画（仮称）」を、年内に策定予定

国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）

（単位：件）

区分	事務の名称	担当官庁	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
住民基本台帳法別表1に定める事務	13	預金等に係る債権の額の把握に関する事務	預金保険機構			111	0	20
	16	恩給法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	1,967,324	1,718,936	1,474,571	1,256,580	1,054,647
	17	改正前の執行官法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	296	278	257	342	275
	18	国会議員互助年金法を廃止する法律又は旧国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	3,378	3,404	3,390	3,092	3,027
	19	地方公務員等共済組合法等による年金である給付の支給に関する事務	地方公務員共済組合	18,476,922	22,360,665	19,177,566	19,558,178	20,084,406
	19	厚生年金保険法による被保険者に係る届出等に関する事務	地方公務員共済組合	1,382	3,460	8,888	6,707	10,588
	19	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律による文書の受理等に関する事務	地方公務員共済組合		3	44	14	0
	20	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務	地方議会議員共済会	335,717	337,402	323,658	310,048	298,078
	23	公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償	地方公務員災害補償基金	1,472	1,368	2,280	2,435	1,991
	24	電気通信事業法による登録・届出等に関する事務	総務省	2,580	2,783	2,561	2,538	2,753
	25	日本電信電話株式会社等に関する法律による許可に関する事務	総務省	6	26	0	12	8
	26	電波法による届出・登録等に関する事務	総務省	27,275	28,053	27,396	30,528	28,156
	30	司法試験法による司法試験の実施に関する事務	法務省	7,813	6,705	5,804	4,931	4,225
	31	不動産登記法による登記に関する事務	法務省	10,583	8,728	8,147	8,221	7,690
	38	後見登記等に関する法律による登記に関する事務	法務省	11,008	12,090	12,981	13,358	14,794
	41の2	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による変換援助等に関する事務	外務省	500	299	209	269	283
	42	国家公務員共済組合法等による年金である給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合連合会	7,980,506	7,888,392	8,979,894	8,172,082	8,699,902
	43	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金である給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合連合会	4,060	3,594	3,171	2,441	1,926
	44	厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づく届出等に関する事務	指定基金	2,318,063	2,355,723	2,375,170	2,400,434	2,400,524
	44の2	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定等に関する事務	国税庁	1,028,201	74,384,538	27,726,257	20,887,997	18,662,131
	45	関税法による許可に関する事務	財務省	329	567	758	961	973
	47の5	学資の貸与及び支給に関する事務	日本学生支援機構			49,395	1,111,250	2,112,646
	47の6	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	文部科学省					55,827
	48	私立学校教職員共済法等による年金である給付の支給に関する事務	日本私立学校振興・共済事業団	2,847,160	3,814,581	3,188,620	3,357,411	3,427,020
	49	博物館法による認定に関する事務	文部科学省	19	23	19	18	24
	63	労働者災害保険法に基づく業務災害給付に関する事務	厚生労働省	39,589	1,251,135	1,490,766	1,466,536	1,773,720
	63の2	中小企業退職金共済法による解約手当金等の支給に関する事務	独立行政法人勤労者退職金共済機構		8,153	8,684	6,340	6,624
	67の2	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、職業センターの設置等、納付金等、調整金報奨金等に関する事務	厚生労働省			39	42	24
	69	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務	厚生労働省			8,066,173	10,004,419	24,511,602
	70	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務	厚生労働省			46,370	11,001	9,896
72の2	健康保険法による届出等に関する事務	日本年金機構	400,506	417,749	528,379	1,923,289	3,727,106	
72の3	船員保険法による裁定・届出等に関する事務	日本年金機構	0	574	4,367	15,043	28,826	
73の2	社会保険診療報酬支払基金法による情報の収集等に関する事務	社会保険診療報酬支払基金		20,915,380	6,133,010	3,867,942	4,859,095	
73の5	国民年金法等の一部を改正する法律による届出等に関する事務	日本年金機構	272,979	236,183	173,670	131,460	111,028	

国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）

（単位：件）

区分	事務の名称	担当官庁	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
住民基本台帳法別表1に定める事務	74	厚生年金保険法による届出等に関する事務	日本年金機構	10,465,415	8,953,381	45,176,934	439,320,111	449,256,874
	75	厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づく届出等に関する事務	日本年金機構	4,567,244	4,338,620	4,606,969	3,841,051	3,584,238
	76	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法に基づく届出等に関する事務	日本年金機構	2,576	3,646	2,449	3,421	4,302
	77	国民年金法による被保険者に係る届出等に関する事務	日本年金機構	530,335,055	537,111,733	566,759,340	779,960,904	805,471,125
	77の3	確定拠出年金法による情報の収集等に関する事務	企業年金連合会	3,684,471	0	0	0	0
	77の4	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第40条に掲げる年金給付等に関する事務	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第3条第13号に規定する存続連合会		13,408,376	3,141,682	3,063,114	3,000,976
	77の5	国民年金法による年金給付等に関する事務	国民年金基金連合会	489,547	534,358	563,344	595,336	625,608
	77の6	確定拠出年金法による届出又は年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務	国民年金基金連合会	0	1	1,111	5,160	14
	77の8	石炭鉱業年金基金法による年金等の支給に関する事務	石炭鉱業年金基金		6,410	24,039	32,557	19,671
	77の13	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による一時金支給に関する事務	厚生労働省	17	4	21	20	17
	78	戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する事務	厚生労働省	59,278	44,670	38,379	38,014	27,645
	78の5	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による支給に関する事務	厚生労働省		28	0	0	0
	78の7	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務	厚生労働省			9	0	0
	81の2	農業者年金基金法による農業者年金事業の給付・徴収に関する事務	独立行政法人農業者年金基金			292	6,012	2,765
	82	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法による年金である給付の支給に関する事務	農林漁業団体職員共済組合	735,674	1,014,312	1,247,897	495,449	654,656
	97	建設業法による建設業の許可に関する事務	国土交通省	1	0	5	0	0
	98	建設業法による建設業の技術検定の実施に関する事務	指定試験機関	41,167	44,608	47,709	55,397	64,834
	99	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務	指定資格者証交付機関	166,677	144,011	150,140	168,919	181,328
	100	浄化槽法による浄化槽設備士免状の交付に関する事務	国土交通省	0	1	0	0	0
	101	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許に関する事務	国土交通省	2	7	6	0	0
	103	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による登録に関する事務	国土交通省	11	5	0	0	0
	104	旅行業法による旅行業の登録に関する事務	観光庁	0	1	0	0	0
	107	不動産の鑑定評価に関する法律による登録に関する事務	国土交通省	379	400	1,168	246	0
	109	建築士法による免許等に関する事務	国土交通省	478	111	606	907	0
	113	道路運送車両法による変更登録、新規検査、交付又は届出に関する事務	国土交通省			80	198	265
	115	船舶法による検認又は仮船舶国籍証書に関する事務	国土交通省	2	55	2	2	0
117	小型船舶の登録等に関する法律による交付又は検認に関する事務	国土交通省	0	0	0	0	0	
118	航空法による登録等に関する事務	国土交通省	138	121	136	55	0	
119	気象業務法による登録等に関する事務	気象庁	271	284	303	21	0	
120	石綿による健康被害の救済に関する法律による救済給付の支給又は認定に関する事務	独立行政法人環境再生保全機構	7,797	8,294	9,624	10,713	10,714	
	計		586,293,868	701,374,229	701,594,739	1,302,153,526	1,354,804,867	

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (4月~9月)	合計
住民基本台帳法別表3に定める事務	災害対策基本法による安否情報の回答に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	被災者生活再建支援法による支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	特定非営利活動促進法による法人設立の認証に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	労働金庫法による労働金庫代理業の許可に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	貸金業法による貸金業者の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	恩給法による年金の支給に関する事務	289	219	0	0	0	0	508
	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	145	3,738	0	0	0	0	3,883
	地方税法特別法による賦課徴収又は調査に関する事務	0	9	0	0	0	0	9
	消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務等	0	3	0	0	0	0	3
	特別支援学校就学奨励法による経費の支弁に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	予防接種法による予防接種、給付又は実費徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	0	7	0	0	0	0	7
	難病法による特定医療費の支給に関する事務	2	5	0	0	0	0	7
	被爆者救護法による医療特別手当等の支給に関する事務	0	3	0	0	0	0	3
	原爆被爆者援護法による支給の知事実施に関する事務	2	0	0	0	0	0	2
	雇用対策法による転職職業転換給付金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による里親の認定、登録又は徴収に関する事務	0	3	0	0	0	0	3
	児童福祉法による助産の実施または保護の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	0	31	0	0	0	0	31
	児童手当法による児童手当の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務	1	11	0	0	0	0	12
	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	2	18	0	0	0	0	20
	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	7	275	0	0	0	0	282
	精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務	0	47	0	0	0	0	47
	特別児童扶養手当等による手当の支給に関する事務	1	7	0	0	0	0	8
	障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務	0	5	0	0	0	0	5
	中国残留邦人等自立支援法による給付等の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族等援護法による援護の知事実施に関する事務	4	1	0	0	0	0	5
	未帰還者留守家族等援護法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者父母等への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	家畜商法による家畜商の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	森林法による保安林の指定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	計量法による計量器製造事業の届出の經由等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	フロン排出抑制法による登録、更新等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	火薬類取締法による試験の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	電気工事士法による認定証の交付に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	電気工事業法による電気工事業の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	液化石油ガス法による免状の交付に関する事務	1	0	0	0	0	0	1
	建設業法による建設業の許可に関する事務	13	19	0	0	0	0	32
	浄化槽法による浄化槽工事業者の登録に関する事務	3	3	0	0	0	0	6
	建築資材再資源化法による解体工事業者の登録に関する事務	2	58	0	0	0	0	60
	宅地建物取引業法による免許・登録に関する事務	2	0	0	0	0	0	2
	旅行業法により都道府県知事が行う事務の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	構造改革特別区域法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	福島復興再生特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	1	0	0	0	0	0	1
	公営住宅法第15条の公営住宅の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	住宅地改良法による改良住宅の管理等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	特定優良賃貸住宅の供給促進法の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者居住安定確保法による供給計画の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	建築基準法による經由に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
建築士法による二級建築士等の免許等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄振興特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
公害健康被害補償法による指定疾病の認定に関する事務	57	89	0	0	0	0	146	
廃棄物処理法による熱回収施設の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による健康管理調査の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例で定める事務	0	0	0	0	0	0	0	
小計		532	4,551	0	0	0	0	5,083

※平成28年の番号法施行により、別表3事務については件数取得ができないため空欄記載。

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (4月~9月)	合計
住民基本台帳法別表5に定める事務	災害対策基本法による安否情報の回答に関する事務	0	0	0	0	0	17	17
	被災者生活再建支援法による支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	2	2
	特定非営利活動促進法による法人設立の認証に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	労働金庫法による労働金庫代理業の許可に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	貸金業法による貸金業者の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	恩給法による年金の支給に関する事務	970	952	776	609	585	266	4,158
	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	489	43,095	28,389	23,453	21,016	12,646	129,088
	地方税法特別税法による賦課徴収又は調査に関する事務	0	19	91	7	18	0	135
	消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務等	0	0	0	0	0	0	0
	旅券法による一般旅券の発給等に関する事務	198	451	228	230	231	7	1,345
	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	予防接種法による予防接種の実施に関する事務	0	0	0	0	0	2	2
	感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	4	12	0	1	137	235	389
	難病法による特定医療費の支給に関する事務	1	56	7,324	9,346	11,262	798	28,787
	被爆者救護法による医療特別手当等の支給に関する事務	1,189	166	90	1,015	958	1,688	5,106
	原爆被爆者援護法による支給の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	雇用対策法による転職職業転換給付金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による里親の認定、登録又は徴収に関する事務	3	245	3,730	2,479	2,585	284	9,326
	児童福祉法による助産の実施または保護の実施に関する事務	0	0	36	535	317	524	1,412
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	0	58	4,443	1	3	0	4,505
	児童手当法による児童手当の支給に関する事務	0	0	0	1	9	0	10
	母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務	1	21	5	20	7	0	54
	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	6	71	1,217	824	558	291	2,967
	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	20	1,621	11	31	12	1	1,696
	精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務	0	133	0	0	97	22	252
	特別児童扶養手当等による手当の支給に関する事務	0	90	616	0	0	0	706
	障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務	0	70	72	0	0	0	142
	中国残留邦人等自立支援法による給付等の支給に関する事務	0	0	8	0	0	0	8
	戦傷病者等遺族等援護法による援護の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	未帰還者留守家族等援護法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族甲慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等遺族甲慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者父母等への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	家畜商法による家畜商の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	林業種苗法による生産事業者の登録に関する事務	0	0	0	1	0	0	1
	森林法による保安林の指定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	計量法による計量器製造事業の届出の經由等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務	1	0	0	0	0	0	1
	フロン排出抑制法による登録、更新等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	火薬類取締法による試験の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	電気工事士法による認定証の交付に関する事務	293	0	0	0	0	0	293
	電気工事業者法による電気工事業者の登録に関する事務	200	301	290	0	0	0	791
	液化石油ガス法による免状の交付に関する事務	72	0	0	0	0	0	72
	建設業法による建設業の許可に関する事務	743	941	804	845	828	476	4,637
	浄化槽法による浄化槽工事業者の登録に関する事務	18	21	13	16	12	11	91
	建築資材再資源化法による解体工事業者の登録に関する事務	37	209	110	41	18	48	397
宅地建物取引業法による免許・登録に関する事務	15	20	10	13	12	7	58	
旅行業法により都道府県知事が行う事務の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
住宅宿泊事業法による届出に関する事務	0	0	0	21	38	14	21	
通訳案内士法による通訳案内士等の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
構造改革特別区域法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	21	1	0	2	4	0	24	
公営住宅法による家賃の決定等に関する事務、公営住宅法第15条の公営住宅の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
特定優良賃貸住宅の供給促進法の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
高齢者居住安定確保法による供給計画の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
建築基準法による經由に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
建築士法による免許、登録及び交付等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄振興特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
公害健康被害補償法による指定疾病の認定に関する事務	90	309	275	181	70	15	940	
廃棄物処理法による熱回収施設の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による健康管理調査の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	4,371	48,837	48,538	39,672	38,777	17,354	197,433

熊本県における本人確認情報利用状況(事務別)

別紙2

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (4月~9月)	合計
条例事務	熊本県職員等恩給条例による年金の支給に関する事務	17	17	15	98	19	9	175
	心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務	610	29	462	959	503	186	2,749
	育英資金貸与基金条例による債権の回収に関する事務	0	1,763	1,816	1,610	1,455	582	7,226
	採石法による登録又は届出に関する事務	9	36	6	15	16	0	82
	砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録等に関する事務	0	1	3	1	1	0	6
	地方自治法による住民監査請求に関する事務	0	0	1	3	8	0	12
	地方税法による県税に関する犯則事件の調査に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県税条例による県税の賦課に関する事務	18,991	0	0	0	0	0	18,991
	熊本県税条例による県税の徴収に関する事務	20,242	0	0	0	0	0	20,242
	熊本県看護士等修学資金貸与条例による債権の回収事務	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県産業廃棄物税条例による県税の賦課又は徴収の事務	6	0	0	0	0	0	6
	土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	937	3,223	792	844	454	299	6,549
	土地収用法による収用又は使用の裁決等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務	211	160	217	174	127	76	965
	屋外広告物条例による屋外広告物の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	港湾管理条例による港湾施設の使用料等の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	流水占用料等徴収条例による流水占用料の徴収の事務	0	0	0	0	0	0	0
	海岸保全区域占用料等徴収条例による占用料等の徴収の事務	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による児童保護費用負担金の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	児童扶養手当法による児童扶養手当の回収に関する事務	16	1	8	2	15	7	49
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による債権回収に関する事務	26	24	2	9	11	1	73
	非常勤公務員公務災害補償等に関する条例の補償に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	水俣病総合対策医療事業における被害者手帳等に関する事務	422	512	365	401	402	26,673	28,775
	水俣病総合対策医療事業における離島加算支給に関する事務	64	24	3,944	3,879	1,286	0	9,197
	外国人の生活保護に関する事務	0	0	0	2	0	0	2
	療育手帳の交付に関する事務	0	333	0	0	0	0	333
	不当権品類及び不当表示防止法による資料提出要求等の事務	0	0	0	0	0	0	0
	特定商取引に関する法律による資料提出要求等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	公職選挙法による立候補の届け出に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	公職選挙法施行令による選挙長等の告示に関する事務	0	0	0	0	0	0	0
	土地改良区役員等の就任等の届出に関する事務	0	0	0	0	59	0	59
	病院事業設置に関する条例による使用料徴収に関する事務	0	0	0	0	29	0	29
	小計		41,551	6,148	7,631	7,997	4,385	27,833
総計		46,454	59,536	56,169	47,669	43,162	45,187	298,036

住民基本台帳法別表第1に定める事務

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (4月~9月)	合計
	公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償	7	7	18	0	0	0	32

住民基本台帳法第30条の15第3項に定める事務

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (4月~9月)	合計
	住民基本台帳法による本人が同意した事務	0	1	1	5	57	14	78

住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領

平成17年10月21日
熊本県総務部市町村総室

第1 目的

この指導要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第31条第1項に基づく住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の情報セキュリティ対策に関する指導助言に関し必要な事項を定め、もって住基ネットにおける情報セキュリティの水準の維持向上を図ることを目的とする。

第2 指導助言の方法

- 1 法第31条第2項に規定されている報告の徴取、助言又は勧告の一環として、市町村の住基ネットに関する情報セキュリティ対策について診断を行うこととする。
- 2 診断は、市町村課の職員が行うこととする。なお、診断の結果、技術面について特に市町村への指導助言の必要があると認められるときは、情報企画課の助言を求めることとする。

第3 診断の実施等

診断は、市町村課長が市町村が実施する情報セキュリティ対策の自己点検結果並びに総務省が実施するシステム運営監査及びセキュリティ診断の実施状況等から必要と認める市町村（以下「対象市町村」という。）に対して、随時実施するものとする。

第4 診断の実施手続

市町村課長は、診断を行うときは、あらかじめ、診断事項、診断の日時等を対象市町村の長（以下「市町村長」という。）に通知するものとする。

第5 診断の実施結果に基づく助言

市町村課長は、診断の結果について、その内容を市町村長に通知し、必要な助言を行うものとする。

また、診断の結果、改善の必要があることが認められる事項については、市町村長に対し、改善計画書の提出を求めるものとする。

第6 職員の守秘義務

診断に係る職員は、診断の際に知り得た本人確認情報に関する秘密及び本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

第7 雑 則

この要領に定めるもののほか、診断の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月21日から施行する。

附 則（平成20年10月1日）

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月1日市町村行政課長専決）

この要領は、市町村行政課長専決の日から施行し、改正後の住民基本台帳

ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日市町村行政課長専決）

この要領は、市町村行政課長専決の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日市町村行政課長専決）

この要領は、市町村行政課長専決の日から施行し、改正後の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月15日市町村課長専決）

この要領は、市町村課長専決の日から施行し、改正後の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領の規定は、平成30年4月1日から適用する。

熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に係るアクセスログの定期的な検証の実施に関し必要な事項を定め、もって住基ネットにおける情報セキュリティの水準の維持向上及び本人確認情報の不正使用の抑止を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「アクセスログ」とは、県サーバ又は全国サーバが保存する本人確認情報にアクセスした記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要領において使用する用語は、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項の例による。

(検証の対象等)

第3条 アクセスログの定期的な検証は、住基ネットに係る別表の右欄に掲げる課、センター等（以下「検証対象課」という。）に対して実施するものとする。

2 前項による検証は、別表の右欄に掲げる検証対象課ごとに同表の左欄に掲げる所属のセキュリティ責任者又はセキュリティ責任者が指定する者（以下「セキュリティ責任者等」という。）が実施するものとする。

3 前項によりセキュリティ責任者が検証を行う者を指定した場合には、あらかじめ、システム管理者にその旨通知するものとする。

4 第2項に掲げる者のほか、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム監査実施要領（以下「監査要領」という。）第4条に定める内部監査人は、同要領第5条に定める内部運用監査においてアクセスログの定期的な検証を実施するものとする。

(検証の実施方法)

第4条 システム管理者は、定期的にアクセスログに係る帳票（以下「アクセスログ帳票」という。）を作成し、アクセスログ検証依頼書（別記第1号様式）により検証対象課のセキュリティ責任者等に配付するものとする。

2 前項により配付を受けたセキュリティ責任者等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。（以下「法」という。）第30条の15又は第30条の32の規定により利用し、提供を受け、又は開示した本人確認情報の状況とアクセスログを照合し、本人確認情報の不正使用の有無を検証するものとする。

(検証の結果の通知等)

第5条 検証対象課のセキュリティ責任者は、前条第2項に定める検証を実施した場合は、その実施に係る月の末日までに、検証結果をアクセスログ検証結果通知書（別記第2号様式）によりシステム管理者に通知し、アクセスログ帳票を返付するものとする。

2 システム管理者は、前項の規定により報告を受けた内容を確認し、不正使用の疑いがあると思われる場合は、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書第5に定める手順により対応し、必要な措置を講じるものとする。

3 システム管理者は、前2項の状況について、アクセスログ検証結果報告書（別記第3号様式）によりセキュリティ統括責任者へ報告するものとする。

(帳票の取扱い)

第6条 システム管理者は、第4条第1項により検証対象課のセキュリティ責任者等にアクセスログ帳票を配付する場合において、その受渡しを確実にし、盗難され、又は紛失しないよう適切な措置を講じるものとする。検証対象課のセキュリティ責任者等が第5条第1項によりシ

システム管理者にアクセスログ帳票を返付する場合も、同様とする。

- 2 システム管理者及び検証対象課のセキュリティ責任者等は、アクセスログ帳票の盗難、滅失及びき損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、住基ネットのアクセスログの検証に関し必要な事項は、システム管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年12月1日から施行する。

2 第2条第1項及び第4条第2項の改正規定による改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成30年5月22日から施行し、改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシ

システムのアクセスログの定期的検証実施要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月24日から施行し、改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月13日から施行する。

別表(第3条関係)

所属	検証対象課
知事公室危機管理防災課	知事公室危機管理防災課
総務部人事課	総務部人事課
総務部総務私学局総務厚生課	総務部総務私学局総務厚生課
総務部市町村・税務局市町村課	総務部市町村・税務局市町村課
総務部市町村・税務局消防保安課	総務部市町村・税務局消防保安課
総務部市町村・税務局税務課	総務部市町村・税務局税務課
熊本県自動車税事務所	熊本県自動車税事務所管理課税課
企画振興部地域・文化振興局地域振興課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課
健康福祉部健康福祉政策課	健康福祉部健康福祉政策課
福祉総合相談所	児童施設・初動課
	児童支援課
	障がい相談課
健康福祉部健康危機管理課	健康福祉部健康危機管理課
健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課	健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
健康福祉部長寿社会局社会福祉課	健康福祉部長寿社会局社会福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課
八代児童相談所	八代児童相談所
精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
健康福祉部健康局医療政策課	健康福祉部健康局医療政策課
健康福祉部健康局健康づくり推進課	健康福祉部健康局健康づくり推進課
健康福祉部健康局薬務衛生課	健康福祉部健康局薬務衛生課
環境生活部水俣病保健課	環境生活部水俣病保健課
環境生活部水俣病審査課	環境生活部水俣病審査課
環境生活部県民生活局消費生活課	環境生活部県民生活局消費生活課
商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課	商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課
商工労働部産業振興局エネルギー政策課	商工労働部産業振興局エネルギー政策課
観光戦略部観光交流政策課	観光戦略部観光交流政策課
観光戦略部観光企画課	観光戦略部観光企画課
農林水産部生産経営局畜産課	農林水産部生産経営局畜産課
農林水産部森林局森林保全課	農林水産部森林局森林保全課
土木部監理課	土木部監理課
土木部道路都市局都市計画課	土木部道路都市局都市計画課
土木部河川港湾局港湾課	三角港管理事務所
	八代港管理事務所
	水俣港管理事務所
	熊本港管理事務所
土木部建築住宅局建築課	土木部建築住宅局建築課
県央広域本部	税務部収税第一課
	税務部収税第二課
	税務部課税第一課
	税務部課税第二課
	農林部農地整備課
	土木部用地課
	土木部工務管理課
	益城復興事務所街路用地課
	益城復興事務所区画整理用地課
	宇城地域振興局
宇城地域振興局保健予防課	
宇城地域振興局林務課	
宇城地域振興局維持管理調整課	
上益城地域振興局	宇城地域振興局用地課
	上益城地域振興局福祉課
	上益城地域振興局保健予防課
	上益城地域振興局林務課
上益城地域振興局維持管理調整課	

県北広域 本部		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備課 農林水産部林務課 土木部維持管理課 土木部用地課
	玉名地域振興局	玉名地域振興局総務福祉課 玉名地域振興局保健予防課 玉名地域振興局林務課 玉名地域振興局維持管理調整課 玉名地域振興局用地課
	鹿本地域振興局	鹿本地域振興局総務福祉課 鹿本地域振興局保健予防課 鹿本地域振興局林務課 鹿本地域振興局維持管理調整課
	阿蘇地域振興局	阿蘇地域振興局総務福祉課 阿蘇地域振興局保健予防課 阿蘇地域振興局林務課 阿蘇地域振興局維持管理調整課 阿蘇地域振興局用地課
県南広域 本部		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備課 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
	芦北地域振興局	芦北地域振興局総務振興課 芦北地域振興局福祉課 芦北地域振興局保健予防課 芦北地域振興局林務課 芦北地域振興局維持管理調整課 芦北地域振興局用地課
	球磨地域振興局	球磨地域振興局総務福祉課 球磨地域振興局保健予防課 球磨地域振興局森林保全課 球磨地域振興局維持管理調整課 球磨地域振興局用地課
天草広域 本部		総務部税務課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備課 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
病院局総務経営課		病院局総務経営課
教育庁教育政策課		教育庁教育政策課
教育庁高校教育課		教育庁高校教育課
選挙管理委員会		選挙管理委員会
監査委員事務局		監査委員事務局
収用委員会		収用委員会
地方公務員災害補償基金熊本県支部		地方公務員災害補償基金熊本県支部

熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、熊本県における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の監査の実施に関し必要な事項を定め、もって住基ネットにおける情報セキュリティの水準の維持向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報に関する要項の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 内部運用監査
熊本県職員が行う住基ネットの運用に関する監査をいう。
- (2) 外部運用監査
熊本県職員以外の者が行う住基ネットの運用に関する監査をいう。
- (3) 侵入検査
住基ネットのうち、熊本県が管理する部分に対して、熊本県職員以外の者が模擬攻撃によって行う技術的検証をいう。
- (4) 外部監査
外部運用監査及び侵入検査をいう。
- (5) 内部監査人
内部運用監査を行う者をいう。
- (6) 外部監査人
外部監査を行う者をいう。

(監査の基準)

第3条 監査は、別表1に掲げる法令等を基準とする。

第2章 内部運用監査

(内部監査人)

第4条 内部監査人は、セキュリティ統括責任者が指定する者とする。

(内部運用監査の対象等)

第5条 内部運用監査は、住基ネットに係る別表2の右欄に掲げる課・センター等（以下「被監査対象課」という。）に対して、毎年度実施するものとする。

(内部運用監査の実施方法)

第6条 内部運用監査は、内部監査人がセキュリティ統括責任者の承認を得て定めた内部運用監査実施計画書（別記第1号様式）に基づいて実施するものとする。

2 内部監査人は、内部運用監査を実施しようとするときは、被監査対象課のセキュリティ責任者に対し、内部運用監査実施通知書（別記第2号様式）により内部運用

監査の実施期日等を通知しなければならない。

(内部運用監査の実施結果の通知等)

第7条 内部監査人は、被監査対象課の内部運用監査を実施した後、速やかに、内部運用監査の実施結果を内部運用監査実施結果通知書（別記第3号様式）により当該被監査対象課のセキュリティ責任者に通知しなければならない。

2 内部監査人は、内部運用監査を実施した結果、是正を要する事項が認められた場合は、前項の通知書にその旨を記載し、当該被監査対象課のセキュリティ責任者に対し、是正を求めなければならない。

(是正措置の報告・検証)

第8条 被監査対象課のセキュリティ責任者は、前条第2項の規定により是正を求められた場合は、速やかに、是正の措置を講じるとともに、その内容を内部運用監査是正措置報告書（別記第4号様式）により内部監査人に報告し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた内部監査人は、当該報告の内容を検証した上、その内容が適当であると認めるときは、承認するものとする。

(内部運用監査の結果の報告)

第9条 内部監査人は、内部運用監査が終了した後、速やかに、その結果について取りまとめ、内部運用監査結果報告書（別記第5号様式）によりセキュリティ統括責任者に報告しなければならない。

第3章 外部監査

(外部監査人の選定)

第10条 外部監査人は、外部監査の実施ごとにセキュリティ会議において審議した選定方法及び選定基準に基づき、セキュリティ統括責任者が選定する。ただし、選定方法が競争入札による場合は、この限りでない。

(外部監査の対象等)

第11条 外部運用監査は、セキュリティ会議の審議を経て、被監査対象課及び企画振興部交通政策・情報局情報政策課の中から選定した課・センター等（以下「被外部監査対象課」という。）に対して実施するものとする。

2 侵入検査は、セキュリティ会議の審議を経て、システム管理者に対して実施するものとする。

3 外部監査は概ね3年に1回実施するものとし、実施する時期については、セキュリティ会議の審議を経て、セキュリティ統括責任者が決定するものとする。

(外部監査の実施方法)

第12条 外部監査は、外部監査人がセキュリティ統括責任者に提出し、その承認を得た外部監査実施計画書（別記第6号様式）に基づいて実施するものとする。

2 セキュリティ統括責任者は、外部監査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる外部監査の区分に応じ、当該各号に定める者（以下、「セキュリティ責任者等」

という。)に対し、外部監査実施通知書(別記第7号様式)により外部監査の実施期日等を通知しなければならない。

- (1) 外部運用監査 被外部監査対象課のセキュリティ責任者(企画振興部交通政策・情報局情報政策課にあっては、情報政策課長)
- (2) 侵入検査 システム管理者

(外部監査の結果の報告)

第13条 外部監査人は、外部監査が終了した後、速やかに、その結果について取りまとめ、外部監査結果報告書(別記第8号様式)によりセキュリティ統括責任者に報告しなければならない。

(外部監査の結果の通知等)

第14条 セキュリティ統括責任者は、前条の規定による報告を受けた場合は、速やかに、その報告を踏まえ、外部監査の結果を外部監査結果通知書(別記第9号様式)により被外部監査対象課のセキュリティ責任者等に通知するものとする。

- 2 セキュリティ統括責任者は、前条の規定による報告により是正を要する事項が認められた場合は、前項の通知書にその旨を記載し、当該被外部監査対象課のセキュリティ責任者等に対し、是正を求めなければならない。

(是正措置の報告・検証)

第15条 被外部監査対象課のセキュリティ責任者等は、前条第2項の規定による是正を求められた場合は、速やかに、是正の措置を講ずるとともに、その内容を外部監査是正措置報告書(別記第10号様式)によりセキュリティ統括責任者に報告し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けたセキュリティ統括責任者は、当該報告の内容を検証した上、その内容が適当であると認めるときは、承認するものとする。

(外部監査の委託に関する措置)

第16条 セキュリティ統括責任者は、外部監査を外部監査人に委託しようとするときは、その契約において、外部監査人が講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

第4章 雑則

第17条 この要領に定めるものほか、住基ネットの監査の実施に関し必要な事項は、セキュリティ統括責任者が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月15日から施行する。ただし、別表第1の4の項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月22日から施行し、改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月24日から施行し、改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領は、令和元年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月13日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

番号	名 称
1	住民基本台帳法
2	住民基本台帳法施行令
3	住民基本台帳法施行規則
4	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令
5	住民基本台帳事務処理要領
6	電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）
7	住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針(平成27年10月5日付け地情機第1393号地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長通知)
8	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項
9	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項第4条第2項、第14条第1項第1号、第18条第1号及び第2号並びに第22条の規定に基づき定める事項
10	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム検索サブシステム及び業務端末に係るOSのアクセス管理について
11	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書
12	熊本県電子情報保全対策大綱
13	その他住民基本台帳ネットワークシステムの開発及び運用に関連する指針、計画書等

別表第2(第5条関係)

所属	検証対象課
知事公室危機管理防災課	知事公室危機管理防災課
総務部人事課	総務部人事課
総務部総務私学局総務厚生課	総務部総務私学局総務厚生課
総務部市町村・税務局市町村課	総務部市町村局・税務市町村課
総務部市町村・税務局消防保安課	総務部市町村・税務局消防保安課
総務部市町村・税務局税務課	総務部市町村・税務局税務課
熊本県自動車税事務所	熊本県自動車税事務所管理課税課
企画振興部地域・文化振興局地域振興課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課
健康福祉部健康福祉政策課	健康福祉部健康福祉政策課
福祉総合相談所	児童施設・初動課
	児童支援課
	障がい相談課
健康福祉部健康危機管理課	健康福祉部健康危機管理課
健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課	健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
健康福祉部長寿社会局社会福祉課	健康福祉部長寿社会局社会福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課
八代児童相談所	八代児童相談所
精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
健康福祉部健康局医療政策課	健康福祉部健康局医療政策課
健康福祉部健康局健康づくり推進課	健康福祉部健康局健康づくり推進課
健康福祉部健康局業務衛生課	健康福祉部健康局業務衛生課
環境生活部水俣病保健課	環境生活部水俣病保健課
環境生活部水俣病審査課	環境生活部水俣病審査課
環境生活部県民生活局消費生活課	環境生活部県民生活局消費生活課
商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課	商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課
商工労働部産業振興局エネルギー政策課	商工労働部産業振興局エネルギー政策課
観光戦略部観光交流政策課	観光戦略部観光交流政策課
観光戦略部観光企画課	観光戦略部観光企画課
農林水産部生産経営局畜産課	農林水産部生産経営局畜産課
農林水産部森林局森林保全課	農林水産部森林局森林保全課
土木部監理課	土木部監理課
土木部道路都市局都市計画課	土木部道路都市局都市計画課
土木部河川港湾局港湾課	三角港管理事務所
	八代港管理事務所
	水俣港管理事務所
	熊本港管理事務所
土木部建築住宅局建築課	土木部建築住宅局建築課
県央広域 本部	税務部収税第一課
	税務部収税第二課
	税務部課税第一課
	税務部課税第二課
	農林部農地整備課
	土木部用地課
	土木部工務管理課
	益城復興事務所街路用地課
	益城復興事務所区画整理用地課
	宇城地域振興局総務福祉課
宇城地域振興局保健予防課	
宇城地域振興局林務課	
宇城地域振興局維持管理調整課	
宇城地域振興局用地課	
上益城地域振興局	上益城地域振興局福祉課
	上益城地域振興局保健予防課
	上益城地域振興局林務課
	上益城地域振興局維持管理調整課

県北広域 本部		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備課 農林水産部林務課 土木部維持管理課 土木部用地課
	玉名地域振興局	玉名地域振興局総務福祉課 玉名地域振興局保健予防課 玉名地域振興局林務課 玉名地域振興局維持管理調整課 玉名地域振興局用地課
	鹿本地域振興局	鹿本地域振興局総務福祉課 鹿本地域振興局保健予防課 鹿本地域振興局林務課 鹿本地域振興局維持管理調整課
	阿蘇地域振興局	阿蘇地域振興局総務福祉課 阿蘇地域振興局保健予防課 阿蘇地域振興局林務課 阿蘇地域振興局維持管理調整課 阿蘇地域振興局用地課
県南広域 本部		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備課 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
	芦北地域振興局	芦北地域振興局福祉課 芦北地域振興局保健予防課 芦北地域振興局林務課 芦北地域振興局維持管理調整課 芦北地域振興局用地課
	球磨地域振興局	球磨地域振興局総務福祉課 球磨地域振興局保健予防課 球磨地域振興局森林保全課 球磨地域振興局維持管理調整課 球磨地域振興局用地課
天草広域 本部		総務部税務課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
病院局総務経営課		病院局総務経営課
教育庁教育政策課		教育庁教育政策課
教育庁高校教育課		教育庁高校教育課
選挙管理委員会		選挙管理委員会
監査委員事務局		監査委員事務局
収用委員会		収用委員会
地方公務員災害補償基金熊本県支部		地方公務員災害補償基金熊本県支部

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）抄

（都道府県知事への通知）

第30条の6 市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（同条第7号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2～3 略

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第30条の13 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2～3 略

（本人確認情報等の利用）

第30条の15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- (1) 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。
- (2) 条例で定める事務を遂行するとき。
- (3) 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- (4) 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第2号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番

号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- (1) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第6の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- (2) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3~4 略

(住民票コードの利用制限等)

第30条の38 市町村長、都道府県知事又は機構(以下この条において「市町村長等」という。)以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース(第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前2項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第30条の40第1項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(都道府県の審議会の設置)

第30条の40 都道府県に、第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下この条において「都道府県の審議会」という。)を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

別表第5 (第30条の15関係)

- 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の二 災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の三 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の四 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の五 特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四の三 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の

- 規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 五 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の三 予防接種法による同法第六条第一項又は第二項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の五 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十一条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七の三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第四十六条第二項

の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八の三 児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九 児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の二 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条(同法第三十一条の十において準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の四 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の五 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であ

- つて総務省令で定めるもの
- 十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の四 戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十条第一項の規定又は同法第五十一条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の五 未帰還者留守家族等援護法による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の七 戦傷病者特別援護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十

八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 十の八 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の九 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の一 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十一 家畜商法による同法第三条第一項の免許又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十二 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）による同法第十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十三 森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の經由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の經由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十四 計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の經由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法百十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法百六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十五 大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む）

- む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十七 火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験(都道府県知事が行うものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十八 電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十二 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十五 旅行業法第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十五 住宅宿泊事業法による同法第三条第一項又は第四項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六 通訳案内士法による同法第十八条(同法第五十七条において準用する場合を含む。)の登録、同法第二十三条第一項(同法第五十七条において準用する場合を含む。)の届出又は同法第二十四条(同法第五十七条において準用する場合を含む。)の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三条第一項の経由、同法第二十六条第一項の登録、同条第二項の経由、同法第二十七条第一項の登録又は同条第三項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 二十八 住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十 建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十一 建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項若しくは第二十三条第一項若しくは第三項の登録、同法第五条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十二 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十四 福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第6 (第30条の15関係)

提供を受ける都道府県知事以外 事務

の都道府県の執行機関

- 一 教育委員会 特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第二条第一項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 教育委員会 学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 教育委員会 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法

第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 都道府県知事以外の執行機関

児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）抄

（本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）

第2条 法第30条の13第1項に規定する条例で定める県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(次条及び別表第1において「区域内の市町村の執行機関」という。)及び同項に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による知事保存本人確認情報（法第30条の6第3項の規定により知事が保存する本人確認情報(同条第1項に規定する本人確認情報をいう。)であって同条第3項の規定による保存期間が経過していないもの（法第7条第13号に規定する住民票コードを除く。）をいう。第6条において同じ。）のうち法第7条第8号の2に規定する個人番号以外のものの区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び第6条において同じ。)から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（県における本人確認情報の利用に係る事務）

第4条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

第5条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)及び同号に規定する条例で定める事務は、別表第3のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第6条 知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（設置）

第7条 法第30条の40第1項の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第8条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第9条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第10条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

別表第1(第2条関係)

区域内の市町村の執行機関	事務
1 市町村長	国土調査法(昭和26年法律第180号)による同法第2条第1項第3号の地籍調査に関する事務であって規則で定めるもの

2 市町村長	市町村の条例による公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第1項に規定する公営住宅の家賃の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3 市町村長	土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
4 市町村長	市町村の条例による地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第2項の病院事業における使用料又は手数料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市町村長	市町村の条例による水道法(昭和32年法律第177号)第14条第1項の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6 市町村長	市町村の条例による下水道法(昭和33年法律第79号)第20条第1項の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
7 市町村長又は教育委員会	市町村の条例による学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は在学する者に対する奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
8 農業委員会	農地法(昭和27年法律第229号)による同法第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による同法第50条第6号の2、第7号又は第7号の3に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 土地改良法(昭和24年法律第195号)による同法第18条第16項(同法第68条第4項又は第84条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 採石法(昭和25年法律第291号)による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の児童扶養手当の過誤払が行われた場合における当該過誤払に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)による同法第7条第1項の命令、同法第7条第2項の資料の提出の求め又は同法第29条第1項の報告の徴収、命令、立入検査若しくは質問に関する事務であって規則で定

めるもの

- 6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による同法第16条に規定する母子福祉資金貸付金、同法第31条の6第6項に規定する父子福祉資金貸付金又は同法第32条第6項に規定する寡婦福祉資金貸付金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 砂利採取法(昭和43年法律第74号)による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)による同法第6条の2の資料の提出の求め、同法第7条第1項の指示、同法第8条第1項の命令、同法第8条の2第1項の命令、同法第12条の2の資料の提出の求め、同法第14条第1項の指示、同法第15条第1項若しくは第2項の命令、同法第15条の2第1項の命令、同法第21条の2の資料の提出の求め、同法第22条第1項の指示、同法第23条第1項の命令、同法第23条の2第1項の命令、同法第34条の2の資料の提出の求め、同法第36条の2の資料の提出の求め、同法第38条第1項から第4項までの指示、同法第39条第1項から第4項までの命令、同法第39条の2第1項から第3項までの命令、同法第43条の2の資料の提出の求め、同法第44条の2の資料の提出の求め、同法第46条第1項の指示、同法第47条第1項の命令、同法第47条の2第1項の命令、同法第52条の2の資料の提出の求め、同法第54条の2の資料の提出の求め、同法第56条第1項若しくは第2項の指示、同法第57条第1項若しくは第2項の命令、同法第57条の2第1項の命令、同法第58条の12第1項の指示、同法第58条の13第1項の命令、同法第58条の13の2第1項の命令、同法第60条第2項の調査又は同法第66条第1項若しくは第2項（同条第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の命令、立入検査若しくは質問若しくは同条第3項(同法第5条において準用する場合を含む。)の命令に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 介護保険法(平成9年法律第123号)による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 熊本県職員等恩給条例(大正13年熊本県令第8号)による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 12 熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)による同条例第21条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第21条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)による同条例第6条第1項若しくは第2項の使用料又は同条例第6条の2第1項の占用料若しくは土砂採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 14 熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）による同条例第10条第1項の使用料又は手数料の徴収に関する事務であって

規則で定めるもの

- 15 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年熊本県条例第43号）による補償に関する事務であって規則で定めるもの
- 16 熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和54年熊本県条例第41号)による同条例第19条第1項から第4項までの届出又は同条例第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 17 熊本県流水占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第29号)による同条例第2条第1項の流水占用料、土石採取料、土地占用料又は河川産出物採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 18 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第30号)による同条例第2条第1項の占用料又は土石採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 19 土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- 20 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第6条第1項の水俣病被害者手帳又は医療手帳（過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に対して県が交付する医療手帳をいう。）に関する事務であって規則で定めるもの
- 21 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書を交付された者に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行われる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 22 療育手帳(知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)による育英資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

<p>選挙管理委員会</p>	<p>1 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による同法第 86 条第 1 項から第 3 項まで又は第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項若しくは第 8 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>2 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）による同令第 81 条の告示に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>監査委員</p>	<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)による同法第 242 条第 1 項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>収用委員会</p>	<p>土地収用法による同法第 47 条の 2(同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)若しくは第 94 条第 8 項(同法第 124 条第 2 項(同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。))又は第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)の裁決又は同法第 118 条第 5 項(同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの</p>

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則（平成21年熊本県規則第14号）

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号。以下「条例」という。）第3条及び第6条の規定による本人確認情報の提供の方法並びに条例別表第1から別表第3までの規定による本人確認情報の利用及び提供に係る事務を定めるものとする。

（本人確認情報の提供方法）

第2条 条例第3条及び第6条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、その送信の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、国土調査法（昭和26年法律第180号）による同法第2条第1項第3号の地籍調査を実施する市町村が地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第20条に規定する現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、市町村の条例による公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項に規定する公営住宅の家賃を納めなければならない者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底。次条第19項において同じ。）若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、市町村の条例による地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項の病院事業における使用料又は手数料を納めなければならない者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、市町村の条例による水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の料金を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- 6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、市町村の条例による下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項の使用料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、市町村の条例による学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は在学する者に対する奨学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査の対象となる農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

（条例別表第2の規則で定める事務）

- 第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第6号の2、第7号又は第7号の3に規定する費用を支弁された者若しくはその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。第17項第3号ウ及び第6号において同じ。）又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所（当該相続人にあっては、氏名又は住所）の確認とする。
- 2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項（同法第68条第4項及び第84条において準用する場合も含む。）による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
 - 3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第32条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 採石法第32条の7第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - 4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の児童扶養手当の過誤払を受けた者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあっては、氏名又は住所）の確認とする。
 - 5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
 - (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第7条第1項の命

令を受けるべき者

- (2) 不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (3) 不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の報告の徴収、命令、立入検査又は質問を受けるべき者
- 6 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第4項、第9条第1項（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）、第31条の6第4項若しくは第37条第4項の保証人若しくは同令第9条第3項（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）に規定する連帯債務を負担する借主又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあつては、氏名又は住所）の確認とする。
- 7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 砂利採取法第9条第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 8 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。
- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第6条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (2) 特定商取引に関する法律第7条第1項の指示を受けるべき者
 - (3) 特定商取引に関する法律第8条第1項の命令を受けるべき者
 - (4) 特定商取引に関する法律第8条の2第1項の命令を受けるべき者
 - (5) 特定商取引に関する法律第12条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (6) 特定商取引に関する法律第14条第1項の指示を受けるべき者
 - (7) 特定商取引に関する法律第15条第1項又は第2項の命令を受けるべき者
 - (8) 特定商取引に関する法律第15条の2第1項の命令を受けるべき者
 - (9) 特定商取引に関する法律第21条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (10) 特定商取引に関する法律第22条第1項の指示を受けるべき者
 - (11) 特定商取引に関する法律第23条第1項の命令を受けるべき者
 - (12) 特定商取引に関する法律第23条の2第1項の命令を受けるべき者
 - (13) 特定商取引に関する法律第34条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (14) 特定商取引に関する法律第36条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (15) 特定商取引に関する法律第38条第1項から第4項までの指示を受けるべき者
 - (16) 特定商取引に関する法律第39条第1項から第4項までの命令を受けるべき者

- (17) 特定商取引に関する法律第39条の2第1項から第3項までの命令を受け
るべき者
 - (18) 特定商取引に関する法律第43条の2の資料の提出の求めを受けるべき
者
 - (19) 特定商取引に関する法律第44条の2の資料の提出の求めを受けるべき
者
 - (20) 特定商取引に関する法律第46条第1項の指示を受けるべき者
 - (21) 特定商取引に関する法律第47条第1項の命令を受けるべき者
 - (22) 特定商取引に関する法律第47条の2第1項の命令を受けるべき者
 - (23) 特定商取引に関する法律第52条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (24) 特定商取引に関する法律第54条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (25) 特定商取引に関する法律第56条第1項又は第2項の指示を受けるべき者
 - (26) 特定商取引に関する法律第57条第1項又は第2項の命令を受けるべき者
 - (27) 特定商取引に関する法律第57条の2第1項の命令を受けるべき者
 - (28) 特定商取引に関する法律第58条の12第1項の指示を受けるべき者
 - (29) 特定商取引に関する法律第58条の13第1項の命令を受けるべき者
 - (30) 特定商取引に関する法律第58条の13の2第1項の命令を受けるべき者
 - (31) 特定商取引に関する法律第60条第2項の調査を受けるべき者
 - (32) 特定商取引に関する法律第66条第1項若しくは第2項(同条第5項におい
てこれらの規定を準用する場合を含む。)の命令、立入検査若しくは質問
又は同条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の命令を受け
るべき者
- 9 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に規定する登録の
申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する
応答
 - (2) 介護保険法第69条の4に規定する届出の受理又はその届出に係る事実
についての審査
- 10 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県職員等恩給条例施行規則(昭和28年熊本県規則第49号。以下この
項において「県規則」という。)第2条において準用する恩給給与規則(大
正12年勅令第369号。以下この項において「恩給規則」という。)第1条若
しくは県規則第5条に規定する請求の受理又はその請求に係る事実につ
いての審査
 - (2) 熊本県職員等恩給条例(大正13年熊本県令第8号)第10条の3若しくは県
規則第2条において準用する恩給規則第34条に規定する届出の受理又は
その届出に係る事実についての審査
 - (3) 県規則第2条において準用する恩給規則第34条の2に規定する調査
- 11 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、熊本県看護師等修学資金貸与

条例(昭和37年熊本県条例第33号)第1条に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくは同条例第5条第1項の保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実(当該相続人にあつては、氏名又は住所)の確認とする。

- 12 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)第21条第1項に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 熊本県屋外広告物条例第21条第3項に規定する更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (3) 熊本県屋外広告物条例第21条の5第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 13 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)第6条第1項若しくは第2項に規定する使用料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - (2) 熊本県港湾管理条例第6条の2第1項に規定する占用料若しくは土砂採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 14 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)第10条第1項に規定する使用料又は手数料を納めなければならない者若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 15 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年熊本県条例第43号)第10条に規定する遺族補償年金又は遺族補償一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
 - (2) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年熊本県規則第56号。以下この項において「県規則」という。)第14条に規定する遺族の現状報告書の受理又はその報告書に係る事実についての審査
 - (3) 県規則第15条第1項の規定による届出(同項第2号又は第3号に該当する場合に係るものを除く。)の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - (4) 県規則第15条第2項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 16 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和54年熊本県条例第41号)第19条第1項から第4項までに規定する届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第5項に規

定する知事の行う調査の対象となる加入者、当該加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者若しくは年金管理者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の確認とする。

- 17 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、熊本県流水占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第29条）第2条第1項に規定する流水占用料、土石採取料、土地占用料若しくは河川産出物採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 18 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第30号）第2条第1項に規定する占用料若しくは土石採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 19 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 20 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第6条第1項の水俣病被害者手帳（次号において「水俣病被害者手帳」という。）又は医療手帳（過去に通常起こり得る程度を超え
るメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末^{しょう}梢優位の感覚障害を有する者に対して県が交付する医療手帳をいう。次号において同じ。）の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
 - (2) 水俣病被害者手帳又は医療手帳を交付された者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 21 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 現に生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書を交付された者（以下「外国人」という。）に対し行われる保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある外国人（第3号において「要保護外国人」という。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行われる前号の保護の開始の申請若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行われる同号の保護の変更の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答

- (3) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の決定若しくは実施又は第6号から第9号までの徴収のために必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告の求めの対象となる次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- ア 要保護外国人
- イ 現に第1号の保護を受けている外国人(以下「被保護外国人」という。)であった外国人
- ウ ア又はイに掲げる者の扶養義務者
- (4) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて、被保護外国人に対し行われる就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (5) 生活保護法第63条の規定に準じて行われる第1号の保護に要する費用の返還の対象となる被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (6) 生活保護法第77条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の実施に要する費用の徴収の対象となる扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (7) 生活保護法第78条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の実施に要する費用等の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により同号の保護を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (8) 生活保護法第78条第2項の規定に準じて行われる被保護外国人に対する医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用に係る支弁した額等の徴収の対象となる偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関(同法第49条の規定による指定を受けた医療機関をいう。)若しくは指定介護機関(同法第54条の2第1項の規定による指定を受けた介護機関をいう。)の開設者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は精算人)又は指定助産機関若しくは指定施術機関(同法第55条第1項の規定による指定を受けた助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師をいう。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (9) 生活保護法第78条第3項の規定に準じて行われる第4号の就労自立給付金の支給に要する費用等の徴収の対象となる偽りその他不正な手段により同号の就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (10) 生活保護法第78条の2第1項の規定に準じて行われる第1号の保護として給与される金銭の交付の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護

外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

- (11) 生活保護法第78条の2第2項の規定に準じて行われる第4号の就労自立給付金の支給の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (3) 療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (4) 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは住所又はその保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下この号において同じ。)若しくはその保護者の氏名若しくは住所に変更を生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- (5) 療育手帳を亡失したとき、破損したとき若しくは汚損したとき又は療育手帳の記載欄に余白がなくなったときの療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (6) 療育手帳の交付を受けた者が療育手帳の交付の対象者に該当しなくなったとき、死亡したときその他療育手帳を必要としなくなったときの療育手帳の返還の届出の受理又はその返還に係る事実についての審査

(条例別表第3の規則で定める事務)

第5条 条例別表第3教育委員会の項の規則で定める事務は、熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)第9条第2項の育英奨学生若しくは熊本県育英資金貸与規則(昭和47年熊本県教育委員会規則第7号)第7条の連帯保証人(熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則(平成21年熊本県教育委員会規則第13号)附則第2項に規定する者の場合にあつては、同規則による改正前の熊本県育英資金貸与規則第6条第1項の連帯保証人及び同条第2項の保証人)又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実(当該相続人にあつては、氏名又は住所)の確認とする。

2 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第1号の規則で定める事務は、公職

選挙法(昭和25年法律第100号)第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。

- (1) 衆議院(小選挙区選出)議員の候補者
 - (2) 参議院(選挙区選出)議員の候補者
 - (3) 地方公共団体の議会の議員の候補者
 - (4) 地方公共団体の長の候補者
- 3 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第2号の規則で定める事務は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)による同令第81条の告示に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- (1) 選挙長
 - (2) 選挙分会長
 - (3) 前2号に掲げる者の職務を代理すべき者
- 4 条例別表第3監査委員の項の規則で定める事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項に規定する監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
- 5 条例別表第3収用委員会の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 土地収用法第47条の2(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第94条第8項(同法第124条第2項(同法138条第1項において準用する場合を含む。))又は第138条第1項において準用する場合を含む。)の裁決の申請若しくは申立ての受理、その申請若しくは申立てに係る事実についての審査又はその申請若しくは申立てに対する応答
 - (2) 土地収用法第118条第5項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の協議の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第24号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第21号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日規則第36号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月7日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定(同項を同条第5項とする部分を除く。)及び同条第7項の改正規定(同項を同条第8項とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月22日規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月30日規則第9号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

熊本県本人確認情報保護審議会運営要領

平成14年10月25日
熊本県本人確認情報保護審議会

(趣旨)

第1条 この要領は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の4第3項及び熊本県住民基本台帳法施行条例(平成14年熊本県条例第44号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の開催)

第2条 審議会は、法の規定に基づき調査審議するとき、知事から諮問があったとき、その他会長が必要と認めたときに開催する。

2 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を招集しようとする場合は、会議の日時、場所及び議題について、あらかじめ文書をもって通知するものとする。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(審議過程の透明性の確保)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと認めるときは、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

3 会議の資料等の公表に当たっては、個人に係る情報、本人確認情報の保護措置に関する情報等の取扱いに十分配慮し、本人確認情報の保護に支障が生じないようにするものとする。

(議事録の作成)

第4条 審議会の事務局(以下「事務局」という。)は、会議が終了した後、速やかに会議の議事録(以下「議事録」という。)を作成するものとする。

2 議事録は、議事の概要を記載した要点記録とする。

3 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定するものとする。

4 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員及び事務局の職員の氏名

(3) 議題名

(4) 議事の経過

(5) その他必要と認める事項

5 議事録は、確定した後、速やかに情報プラザにおいて公表するものとする。

(要領の改正)

第5条 この要領を改正しようとするときは、会長は、必要に応じ審議会に諮るものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月4日から施行する。

熊本県本人確認情報保護審議会の傍聴に当たっての留意事項

平成14年10月25日決定
熊本県本人確認情報保護審議会

1 傍聴の手続

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望する方は、開催予定時間までに、傍聴希望者名簿に、氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は、傍聴に当たって、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成又は反対の意思等を表明することはできません。
- (2) 会場内では、飲食、喫煙はできません。
- (3) 会場内では、写真撮影、録画、録音等できません（ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではありません。）
- (4) その他会議開催中の秩序を乱し、又は議事を妨げるような行為をすることはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、事務局係員の指示に従ってください。なお、ご不明な点がございましたら、係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が、傍聴に当たって守っていただく事項又は係員の指示に従わない場合は、会長が退場を命じることがあります。
- (3) 会議の開催中に、会場の秩序が維持できなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を議題とする必要が生じた場合は、会議を途中で非公開にすることがあります。

本人確認情報を利用及び提供する事務の追加状況について

本県における本人確認情報の利用事務の状況

本県では平成 14 年 8 月の住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）稼働以降、住民基本台帳法（以下「法」という。）別表第 5 に規定された事務に加え、法第 30 条の 13 及び法第 30 条の 15 の規定に基づき、熊本県住民基本台帳法施行条例（以下「条例」という。）に規定した事務について、住基ネットを利用している。

1 県が条例に規定した利用事務

（ 1 ）知事が本人確認情報を利用する事務【22 事務】

- 児童福祉法による児童保護費の徴収に関する事務（H26～）
- 土地改良法による土地改良区役員等の就任等の届出に関する事務（H30～）
- 採石法に基づく採石業者の登録等に関する事務（H22～）
- 児童扶養手当法による児童扶養手当の回収に関する事務（H26～）
- 不当景品類及び不当表示防止法による資料の提出要求等に関する事務（H28～）
- 母子及び寡婦福祉法による資金貸付金の回収に関する事務（H26～）
- 砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録等に関する事務（H22～）
- 特定商取引に関する法律による資料の提出要求等に関する事務（H28～）
- 介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務（H24～）
- 熊本県職員等恩給条例による恩給の支給に関する事務（H21～）
- 熊本県看護師等修学資金貸付条例による修学資金の債権回収に関する事務（H23～）
- 熊本県屋外広告条例による屋外広告業の登録等に関する事務（H25～）
- 熊本県港湾管理条例による港湾施設の使用料等の徴収に関する事務（H25～）
- 病院事業設置に関する条例による使用料徴収に関する事務（H31～）
- 非常勤職員公務災害補償等に関する条例の補償に関する事務（H26～）
- 熊本県心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務（H21～ H30～事務追加）
- 熊本県流水占用料等徴収条例による流水占用料等の徴収に関する事務（H25～）
- 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例による占用料等の徴収に関する事務（H25～）
- 土地収用法による事業の用に供する土地の取得に関する事務（H23～）
- 水俣病総合対策医療事業による被害者手帳又は医療手帳に関する事務（H26～）
- ⑳外国人の生活保護に関する事務（H27～）
- ㉑療育手帳の交付に関する事務（H27～）

（ 2 ）知事以外の執行機関()が本人確認情報を利用する事務【5 事務】

- ㉒熊本県育英資金貸与基金条例による育英資金の債権回収に関する事務（H21～）
- ㉓地方自治法に基づく住民監査請求に関する事務（H22～）
- ㉔土地収用法による収用若しくは使用の裁決又は協議の確認に関する事務（H23～）
- ㉕公職選挙法による届出に関する事務（H28～）
- ㉖公職選挙法施行令による告示に関する事務（H28～）

()教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、収用委員会

【参考】熊本県における本人確認情報利用状況(事務別)

熊本県における本人確認情報利用状況(事務別)

種別	事務の名称	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R1	R2 (4月-9月)	合計
条例事務	採石法による登録又は届出に関する事務	9	36	6	15	16	0	82
	児童扶養手当法による児童扶養手当の回収に関する事務	16	1	8	2	15	7	49
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による債権回収に関する事務	26	24	2	9	11	1	73
	砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録等に関する事務	0	1	3	1	1	0	6
	介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務	211	160	217	174	127	76	965
	熊本県職員等恩給条例による年金の支給に関する事務	17	17	15	98	19	9	175
	心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務	610	29	462	959	503	186	2,749
	土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	937	3,223	792	844	454	299	6,549
	水俣病総合対策医療事業における被害者手帳等に関する事務	486	536	4,309	4,280	1,688	26,673	37,972
	外国人の生活保護に関する事務	0	0	0	2	0	0	2
	療育手帳の交付に関する事務	0	333	0	0	0	0	333
	①土地改良区役員等の就任等の届出に関する事務	0	0	0	0	59	0	59
	②育英資金貸与基金条例による債権の回収に関する事務	0	1,763	1,816	1,610	1,455	582	7,226
	④地方自治法による住民監査請求に関する事務	0	0	1	3	8	0	12
	熊本県税条例による県税の賦課に関する事務()	18,991	0	0	0	0	0	18,991
	熊本県税条例による県税の徴収に関する事務()	20,242	0	0	0	0	0	20,242
	熊本県産業廃棄物税条例による県税の賦課又は徴収の事務()	6	0	0	0	0	0	6
小計		41,551	6,123	7,631	7,997	4,356	27,833	95,491

()平成 28 年度から住基ネットの利用が住民基本台帳法に法定化されたことから、平成 28 年度以降は条例事務から削除している。

(3) 知事が県内市町村の執行機関に対して本人確認情報を提供する事務【8 事務】

- ⑳市町村の条例による水道法の料金の徴収に関する事務 (H27 ~)
- ㉑市町村の条例による下水道の使用料の徴収に関する事務 (H27 ~)
- ㉒土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務 (H26 ~)
- ㉓国土調査法による地籍調査に関する事務 (H28 ~)
- ㉔農地法による農地の利用意向調査に関する事務 (H30 ~)
- ㉕市町村の条例による公営住宅の家賃の徴収に関する事務 (H31 ~)
- ㉖市町村の条例による病院事業における使用料又は手数料の徴収に関する事務 (H31 ~)
- ㉗市町村の条例による奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務 (H31 ~)

【参考】知事から県内市町村の執行機関に対する本人確認情報の提供状況(事務別)

	事務の名称	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (4-9月)	合計
県 条 例 事 務	㉒市町村の条例による水道法の料金の徴収に関する事務	-	4	1	0	0	0	3	8
	㉑市町村の条例による下水道法の使用料の徴収に関する事務	-	5	0	0	0	20	0	25
	㉒土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	14	4	0	2	1	0	0	21
	㉓国土調査法による地籍調査に関する事務	-	-	1	0	1	0	0	2
	㉔農地法による農地の利用意向調査に関する事務	-	-	-	-	0	10	0	10
	㉕市町村の条例による公営住宅の家賃の徴収に関する事務 (H31 ~)	-	-	-	-	-	3	3	6
	㉖市町村の条例による病院事業における使用料又は手数料の徴収に関する事務 (H31 ~)	-	-	-	-	-	0	0	0
	㉗市町村の条例による奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務 (H31 ~)	-	-	-	-	-	0	0	0
地方税法又は市町村条例による市町村税の賦課又は徴収に関する事務	290	375	-	-	-	-	-	665	
合計		304	388	2	2	2	33	6	737

()平成 28 年度から住基ネットの利用が住民基本台帳法に法定化されたことから、平成 28 年度以降は条例事務から削除している。